

第8日目（6月3日）

○議 長（小澤 実君） おはようございます。延会前に引き続き、本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は21名であります。これから本日の会議を開きます。  
なお、牧野晶君より家事都合のため欠席、塩谷寿雄君より家事都合のため午後早退、病院事業管理者から公務のため欠席の届けが出ておりますので報告いたします。

[午前9時30分]

○議 長 本日の日程は一般質問といたします。

質問時間制限は市長答弁を含め、1人当たり質問総時間で60分以内とします。また、議場の表示タイマーを総時間60分の減算表示とし、60分を経過しますとブザーが鳴り、質問の最中でもそこで終了となりますのでよろしくお願いいたします。初回の質問に限り登壇して行っていただきます。降壇後は質問席に着席をお願いいたします。

質問内容を制限するものではありませんが、極力皆さん方から簡潔明瞭に質問していただきたく、ご協力のほどよろしくお願いいたします。あわせて、答弁につきましても簡潔明瞭に答弁いただきますようお願いいたします。

なお、一問一答方式の登壇での質問及び答弁は、最初の質問事項についてのみまとめて行っていただきます。また、会議規則第62条第4項に基づき、市長が質問者に質問の趣旨を確認する質問をする場合は、当該発言の前に「質問します」と挙手をし、議長に発言を求め、許可を受けてから行ってください。市長の質問回数に制限はありませんが、議員の市長質問に対する答弁は議員の質問時間に含めないこととします。よろしくお願いいたします。

傍聴の皆様、本日は傍聴においでいただきまして大変ありがとうございます。

○議 長 ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。  
市長。

○市 長 おはようございます。冒頭、大変貴重なお時間をお借りします。お許しいただきたいと思います。一般質問に先立ちまして、大変市にとっても朗報が入りましたので、お時間をいただきたいと思います。

6月1日の報道によりまして、皆様にはもう既にご承知のことと思いますが、東京2020、2020年のオリンピック・パラリンピックの聖火リレーのルートが発表されたところでございます。県内でリレーされる令和2年6月5日金曜日、そして6日の土曜日、この2日間のうち、初日の5日のセレブレーション祭典会場として、当南魚沼市内の浦佐八色の森公園が選ばれました。大変うれしいことであります。

5日は富山県からつなぎました聖火を糸魚川から始め、上越市、柏崎市そして佐渡市、十日町市とつなげ、最後に夕方になるかと思いますが、南魚沼市内でリレーをされるということになっております。夕方、最終ランナーを迎えた後に行われる、今ほど申し上げましたセレブレーションでは、ステージプログラムが予定をされています。ここではプレゼンティングパートナーという大きな企業さん、日本コカ・コーラ、日本生命、トヨタ自動車、NTT

さんなど多くの各社が集まり、大変華やかなイベントが予定をされるということになっております。

オリンピックの開催を目前にしまして、日本各地からつないだ聖火のもとに、多くの南魚沼市民、そして、近隣にはランナーが走らないという地区もあるわけでありますので、皆さんにも声がけさせていただき、世界最大のスポーツイベントの開催を祝うことができる素晴らしい機会になるものと期待をしております。これから準備も進めてまいりたいと思っております。

なお、市内のルートやセレブレーションの詳細については、なかなか未定ということでございますが、公表できる段階が進んでまいるかと思っておりますので、その節には改めて議会の皆さんをはじめ、皆様に報告をしていきたいと考えております。どうぞよろしく申し上げます。報告等とさせていただきます。

○議 長 質問順位 1 番、議席番号 9 番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 おはようございます。桑原圭美です。1 番目の一般質問となりました。いろいろな意味で大変身の引き締まる思いです。しっかりと質問していきたいと思っております。

#### 福祉と連携した子ども若者支援を

福祉と連携した子ども若者支援を、ということで質問させていただきます。ニートや引きこもりという言葉が最近のニュースや痛ましい事件と関連することが多くなっています。これらの事件を鑑みると、子供のうちからのケアが不足していたことが原因ではないかと思われるケースが散見されます。また、親や家庭にも問題があることが浮き彫りになっています。

我が市では、子ども・若者育成支援センターを開設し、これらの問題に真剣に取り組んでいることを評価しますし、さらなる発展を期待するところであります。子ども若者支援は教育的な支援と福祉的な支援双方が効果的に運用されて、初めて成果があらわれるものと思っております。市内の児童・生徒の 90 日以上欠席が続く不登校は、平成 29 年度で 40 人、いじめの件数は最新の数字で 111 件とされています。また、児童扶養手当、特別児童扶養手当の支給対象者やひとり親家庭等医療費助成の受給者、生活困窮者、自立支援相談者などの実態とどのようにリンクしているのかを研究し、問題解決につなげていく必要があると考えます。

社会福祉協議会で行っている学習支援の会議に参加させていただき、経済的負担の軽減や、困り感をケアすれば伸びる子供たちが大勢いることがわかりました。そして、この支援とは子供たちだけでなく、親の世代までわたることが必要です。支援が必要な方たちに適切な支援が行き届くような行政サービスを目指していけるよう、議会でしっかりとチェックしてまいりたいと思っております。

今回の一般質問は、1、教育支援について、2、若者支援について、3、学校・家庭・地域の連携についてです。以上で演壇での発言を終わります。

○議 長 桑原圭美君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 福祉と連携した子ども若者支援を

それでは、桑原圭美議員のご質問に答えたいと思います。福祉と連携した子ども若者支援ということでもあります。総じて教育分野にかかることだと思って判断させていただきましたので、これにつきましては全て教育長から答弁をさせますので、よろしくお願いします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 福祉と連携した子ども若者支援を

皆さん、おはようございます。それでは、桑原議員の一般質問、福祉と連携した子ども若者支援をについてお答えします。大きく3点の質問があります。

まず1点目、教育支援についてお答えします。教育支援の1点目であります。スクールソーシャルワーカーをどう活用するのかについてお答えします。学校からの相談は、学校教育課の教育相談担当主事に報告されます。そのケースに応じてスクールソーシャルワーカーと細かく情報を共有し、個々にどのような支援が必要か、学校やほかの機関とどう連携を進めるかを考え相談支援を進めております。今年度はスクールソーシャルワーカーの勤務を年60日から150日に増やしましたので、これまでは面談や会議に追われていましたが、本来の役割である、ケースを見立て、そして支援策の具体化の時間が確保できるようになりました。今後はスクールソーシャルワーカーを常勤化し、一層活用してまいりたいというふうに考えております。

それでは2点目であります。教育相談は十分な効果を上げているかについてであります。結論から申しますと、大きな成果を上げております。教育委員会は教育相談担当主事とスクールソーシャルワーカーをかなめとして、子ども・若者育成支援センター、そして福祉保健部の相談窓口と充実した相談体制を組織しております。

子ども・若者育成支援センターでは、心の成長や問題の未然防止に向けた教育相談を心の授業として実践するほか、問題解決に向けた教育相談として、児童生徒の早期の学校復帰や社会的自立に向け、一人一人の状況を見立てながら相談支援を継続的に、かつ保護者への対応も含めて行っております。

それでは、効果が数字となって明確に示せる業務ではありませんが、先ほど言いましたように大きな効果を出しているというふうに思っております。教育相談担当主事が平成29年度に受けた相談は延べ468件、昨年度平成30年度は延べ700件にのぼります。学校現場の精神的な時間的な負担の軽減に大きく寄与していることは間違いないと考えております。子ども・若者育成支援センターの相談員は困難な事例にも真摯に対応しながら頑張っております。これからもますます多様化、複雑化していく相談案件に対し相談体制を充実するため、今年度からさらに子ども・若者育成支援センターに教育相談の指導主事を新たに配置させていただきました。

次に大きな2点目であります。若者支援についてお答えします。ご質問にあるような人が課題を抱えた場合、子ども・若者育成支援センターに直接つながることが多くあります。年間約60人程度がつながっております。子ども・若者育成支援センターは、市が障がい者の相談事業を委託している「相談支援センターみなみうおぬま」に主たる相談支援先としてつな

がり、連携・協働しながら対応しております。

まず、居場所についてお答えします。子ども・若者育成支援センターは家以外で安心して過ごせる場所として居場所を提供しております。利用者の希望で雑談、ものづくり、軽スポーツなどさまざまなメニューを用意して対応しております。利用者同士や相談員との交流の中から、社会性を高め、自分の将来について模索する時間につながっております。

次に就労支援についてお答えします。子ども・若者育成支援センターは長岡地域若者サポートステーションやハローワークと連携しながら対応しております。職場見学や職場体験をはじめ、センター内での作業体験、ボランティア参加、内職の体験などさまざまなメニューを用意して、利用者の状態に合わせて就労につながる能力や意識が高まるように取り組んでおります。

最後に家庭支援についてお答えします。当事者に加え、家族からの相談にも応じております。我が子の自立を願う家族の集い、一緒に考え語り合う当事者家族同士の会でありまして、年6回開催しております。また、そのほかに引きこもり理解が広がるように講演会も年に何回か開催しております。

最後に3点目であります。大きな3点目、学校・家庭・地域の連携について。その1点目であります。子供の貧困が深刻化している中、就学支援の認定、支給額、支給時期は適切かについてお答えします。就学支援制度の認定条件は、生活保護法に基づく保護の停止または廃止、市民税が非課税、市民税などの減免、国民年金保険料の全額免除、児童扶養手当の全額支給、生活福祉資金の貸し付けのほか、家庭の経済状況に困っているものと定められておりますが、実質的には世帯の総所得が生活扶助基準の1.3倍以内であることで判断しているのが主であります。この基準の判断が最も多いケースとなっております。

平成30年に新潟市が行った調査によると、当市の小中学生の認定率は9.58%であり、有効回答があった28市町村中22であり、認定率は低めでありました。認定率が低い理由の1つとして当市の子育て世帯の所得が他市に比べて高いことが考えられます。乳幼児の保育料は市民税の所得割に応じて階層に分けて決定していますが、実際に所得割額が多い階層は増えています。また、生活保護の保護率も県内20市中最下位であり、これを裏づける結果となっております。

次に支給額についてお答えします。平均支給額、年額、小学生では7万5,000円、中学生では10万7,000円であります。当市の支給額は、国の補助事業である要保護児童援助費補助事業の予算単価を参考にしており、国の予算単価と同額、もしくはそれを超える額となっております。

今年度は国の補助単価が上がるという事前通達が来ております。確定した単価の通知が国からまだ来ていないため明言できませんが、実際の支出と支給額に明確な開きがあって、不都合が生じている品目については、支給額の増を考えております。

それでは、支給の時期についてであります。7月、11月、3月に給食費や学用品費の支給を行います。4月中旬は年度末に行われる中学の修学旅行の支給がメインであります。また、

平成 29 年度から県内では早い対応で新入学学用品費を 3 月に前倒して支給を始めました。より市民の支出実態に沿った支給になっているのではないかと考えております。担当職員の頑張りによってこの対応ができているものと考えております。

それでは最後に、土曜学習、学習支援の現状と課題についてお答えします。まず、土曜学習。土曜学習は平成 26 年度から開始し、ことしで 6 年目となりました。今年度も 8 月末から 11 月中旬まで市内 4 中学校区の会場で各 8 回を計画しております。6 年生を参加対象とし、昨年度は 76 名の児童が参加しました。指導者は現教員を中心に、民生児童委員や市役所職員等からボランティアとして協力を得ております。他市の例と比較して我が市の自慢は、市役所職員がボランティアとして参加していることとあります。年々協力者が増え、昨年度は 29 名の方から指導に当たっていただいております。参加児童は 1 回 2 時間の学習に真剣に取り組む、小学校の学習内容を改めて学習することで確かな学力が定着したものと考えております。今後もこの取り組みを継続、発展しながら、子供たちの学びの場をつくり、進めてまいりたいと考えております。

現在、学校教育課が土曜学習の事務全般を行っておりますが、この方法でこれ以上に会場を増やすことや対象学年を広げることに無理があります。そこで、将来的には 12 の地域づくり協議会から土曜学習の企画や運営に加わってもらい、地域ぐるみで子供たちの学習の場を整え、児童がさらに参加しやすい教室にしていくことを目指したいと考えております。

最後の学習支援事業（学習サポート教室）であります。ことしで 4 年目になります。平成 29 年 3 月に六日町中学校区にある南魚沼市福祉センターで開設し、平成 30 年は 8 人、中学生 6 人、高校生 2 人が支援を受け、平成 30 年 6 月からは八海中学校区にある養護老人ホーム魚沼荘で教室を開設し、中学生の 2 人が支援を受けております。今年度は大和中学校区にある大和公民館での教室開設に向けて、今、準備を進めております。来年度は塩沢中学校区での教室開催を目指しております。

また、利用者の居宅への訪問による学習支援は、今年度の 5 月に 1 名が居宅訪問による学習支援を希望し、開始となりました。これは今後大きな事業となると思います。今後の利用者増に期待しているところであります。学習支援事業の抱える課題としては、対象者への周知、募集方法が非常に難しいこと、利用者の求めるニーズが非常に広範囲で多岐にわたっていることです。それぞれのニーズに応えていくためには学習支援員、ボランティアも多様な人材の確保が必要となり、4 月現在で 20 名の学習支援員に登録していただいております。今後も人材確保に向け募集を継続してまいります。以上で答弁を終わります。

○議 長 9 番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 福祉と連携した子ども若者支援を

丁寧に答弁をいただきまして、ほとんど聞きたいことが聞けました。2 回目の質問に入りたいと思います。

初めてうちの教育委員会でスクールソーシャルワーカーの話が出たのが、平成 28 年の 3 月の会議でございました。それから 3 年経過し、どのような発展をしていくのかというふうに

見ていたのですけれども、年 60 日から 150 日に増加ということ、そしてまた常勤化を目指すということで、非常に私もいいなというふうに思っています。

そこで、そのスクールソーシャルワーカーが、今までで個別の事案で答えにくいかもしれませんが、こういった成果を上げたということがあれば 1 つだけでもお聞かせいただければと思うのですが。

○議 長 教育長。

○教 育 長 福祉と連携した子ども若者支援を

スクールソーシャルワーカーは、ケースの見立てと支援策の具体化というのが主な業務ですが、まだまだそこまで行っておりませんで、かなり現地に飛んで行っております。現地というのは、各家庭に行っております。例えば中学 3 年生で高校進学への迷いがある場合、その生徒とマンツーマンで話をし、そのことによって高校入試につながっているという件が、大和中学校区でも多くの件数があります。ほかにもいっぱいありますが、そういう高校進学につながるというケースが多くあるということでもあります。

○議 長 9 番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 福祉と連携した子ども若者支援を

訪問によって対応していて、そして高校に入れたというケースは、すごくいいことだと思いますので、今後も発展させていただければと思います。

また、教育相談に関しては大きな成果を上げているということで、私もそのように認識しているのですけれども、相談件数もう倍以上になりました。非常に周知もされていますし、成果も上がっているかと思えます。

そこで、毎年、すばらしい講演会を 12 月に早稲田大学の河村先生が行っていて、私も参加させていただいています。ここで先生がおっしゃった言葉で印象に残っているのが、いじめ・不登校は個と集団のミスマッチだという持論がございまして、私もすごく共感をしたのです。学級になじめない子供さんとかがたくさんいらっしゃるかと思いますが、環境を変えれば子供も変わるということを、もう何年も先生がおっしゃっていて、そう簡単ではないのですけれども、環境を変えるという意味で、市内での転校というのが対応として教育委員会は検討できるかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 福祉と連携した子ども若者支援を

結論から申しますと、市内での転校というのは可能でございます。今までもそういう生徒間同士のトラブル等を理由に、学区を越えて学校を転校した例はあります。今後も柔軟に対応してまいりたいというふうに思っております。

○議 長 9 番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 福祉と連携した子ども若者支援を

今の答弁はすごく重大でして、いろいろな相談も私は受けるのですが、狭い地域の間関係が固定されているとはいえ、学校が変わると——クラスが変わっただけでもすごく子供さ

んが変わるというところで、非常に今の答弁は可能性を持った動きだというふうに思いました。

次の質問に入ります。若者支援ということで、今、非常に言われているのが、総合支援学校とか一般の高校を卒業する中で、困り感のある若者の進路をどう考えるかです。発達障がいをはじめとしたちょっとした障がい、障がい者ではないのですが実際に困り感を抱えているというお子様が非常に増えています。実際に困り感を抱えているのだけれども障がい者ではない。こういう方が総合支援学校や特別支援学級で学ぶというケースが非常に増えました。こういう方々が18歳以上で、法律で福祉でなかなか救われていけないという現実が待っています。

こういう人たちが増え続ける傾向にあって、総合支援学校も徐々に人数が増えているようなところですが、今後その障がい者手帳を持っていない人たちへの支援がどうしても必要になっていくと思うのです。障がい者を含め、こういった人たちの18歳以降の落ち着いて過ごせる居場所ということで質問をさせていただきました。先ほども居場所の提供をしっかりとやっているという答弁でありました。ここでどんどん増えていくという中で、居場所をまたさらに今より発展させるといった考えがあるのかお聞きします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 福祉と連携した子ども若者支援を

義務教育期の子供たちの不登校と困り感については十分把握できるわけですが、今ほどの若者の部分についてはかなり難しい状況であります。ただ、その辺にどういうふうに切り込むかということで、結論から言いますと、その居場所も含め、マンパワーも増やしていくべきであると考え、南魚沼市としてはその対応をしているつもりであります。その1点が先ほど述べましたように、子ども・若者育成支援センターに義務教育期ではない若者担当、義務教育期とつなぐための相談指導主事ということで、校長先生の経験をし、上越教育大学大学院で2年間学んだ先生を今年度から配置して、その準備をし、効果を徐々に示しております。

なお、子ども・若者育成支援センターについても旧塩沢保育園を活用しながら——今は3階建てであります、フラットな施設を活用しながら、今まで以上にそういう若者が来やすい環境をつくってまいりたいというふうに考えております。

○議 長 9番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 福祉と連携した子ども若者支援を

義務教育を過ぎた若者たちへの対応というのが、我が市はすごく対応が早く着手したという印象があります。去年、総務文教委員会でも札幌市へ視察に行ったときも、義務教育を過ぎた方たちが一体どうなっているのか把握しづらいという視察だったのですが、我が市が、規模が違うとはいえ、すごく早く対応が進んだという感じで、大きく評価したいと思いますし、さらに期待をしております。

次の質問ですが、就労に関してです。18歳以降、また、今のテーマでいけば義務教育を過ぎて39歳までが対応ですので、そういった人たちに対する就労の支援になるのですが、特に

総合支援学校に関しては市内の企業がすごく協力的であります。ただ、その協力的な企業が、どうやってそこに入っていけるのか、また協力の仕方があるのかというのを非常に悩んでいるところだというふうにお聞きしています。その協力的な企業との連携をどうやって橋渡しするのか、考えをお聞きしたいと思います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 福祉と連携した子ども若者支援を

ご指摘のように南魚沼市は他自治体に先駆けて、そのような環境は総合支援学校並びに子ども・若者育成支援センターを配置して、かなりの対応をしていますが、各論に入りまして、実際にそういう対応が進んでいるのかということになると、なかなか難しい状況であります。引き続き、今の子ども・若者育成支援センター、総合支援学校を活用しながら、先ほどもお話しした新たな相談員の先生を今までの体験から活用し、どんどん外に出ていってもらいながら企業と連携して、その職を確かなものにしていきたいと思っておりますが、なかなか難しい状況であります。精一杯やりたいというふうには考えております。

○議 長 9番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 福祉と連携した子ども若者支援を

非常によくわかりました。よろしくお願ひします。

次の学校・家庭・地域の連携についてに移ります。この質問を、全体的にもそうですけれども、教育なのか福祉なのかというのを非常に迷うところではあるのです。乳幼児期、学齢期、そして社会参加に至るまでの期間を、地域で切れ目なく支援が受けられるようにということで、文部科学省と厚生労働省が家庭と教育と福祉の連携ということでトライアングルプログラムというのを提唱しております。そこで、これまでの南魚沼市の子ども・若者育成支援センターを中心とした動きが、まさにそれに合致しているのかなというふうに私も思っています。

そこで、家族の集いというのがございます。これが保護者の方も参加できる非常にいい会になっているのですけれども、年6回ということで聞いております。やはり親御さんがどこに相談していいのかというのが非常にわかりにくいという話が出るのですが、そこら辺の周知の仕方というのはどのようになっているか、お聞かせください。

○議 長 教育長。

○教 育 長 福祉と連携した子ども若者支援を

市報並びにポスターを張りながら周知はしていますが、ご指摘のようになかなかそれを見て参加するという方は少ない状況であります。並行してそれをやりながら、やはりこちらからの口コミでそういう困っている家庭にこちらから、広報やポスターだけではなく、家庭訪問をしながら、どうですかという動きにつなげていきたいというふうに思っています。

今もそういう動きはあるのですが、では多いかと言ったら、そう多くはありません。また何回も言って申しわけないのですけれども、今年度から配置したその新たな指導主事をフルに活用して、その動きを活発化してまいりたいというふうに思っております。



○議 長 9番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 福祉と連携した子ども若者支援を

なかなかその周知というのが難しい。これを見て、行ってみようという方もなかなかいらっしゃらないというのが現実でございます。指導主事の方をフルに活用していただいて、参加しやすいような環境を整えていただきたいというふうに思います。

次にその講演会がございます。毎年すばらしい講演会で、私も参加をしているいろいろな方の感想を聞くと、親御さんの参加が多いわけです。非常にいい講演を聞いています。ことしも当然予定されていると思うのですが、どのような講演会になるのか、ちょっと早いですがお聞きしたいと思います。

○議 長 教育長。

○教育長 福祉と連携した子ども若者支援を

講演の内容については、この後、子ども・若者育成支援センターのセンター長がご説明しますが、やはりこの講演会に、当事者本人はなかなか参加できないのですが、親御さんが参加し、気持ちを穏やかにしながら家庭に帰ると。このことによって家で引きこもっている若者に精神的な安堵感が与えられているというのが現状でございます。引き続き講演会をやってまいりたいと思います。今年度の講演会についてセンター長のほうから説明させていただきます。

○議 長 子ども・若者育成支援センター長。

○子ども・若者育成支援センター長 福祉と連携した子ども若者支援を

本年度の講演会につきましては、7月31日に神奈川県成澤さんという目が不自由になって引きこもった方をお招きして講演する予定としております。やはりこの地域はまだまだ引きこもりに対して家族が隠したがる傾向にありますので、あくまで引きこもりは一時的な状態であって、決して悪いことではないということを基本といたしまして、講演会のほうを開催したいと思っております。

○議 長 9番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 福祉と連携した子ども若者支援を

この会はすごく親御さんが参加されるというところで、いい会になっております。これを7月31日ということで今、発表ありましたので、なるべく多くの方に参加していただく。そして、引きこもりへの理解を深めるために、家族が引きこもっていない方も参加できるような工夫をしていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。家庭教育支援チームのだんぼの部屋というのがございまして、私もこの活動を見させていただいています。10周年の表彰も受けております。ここでの親御さんの相談の中に、やはり家庭の悩みとして貧困というキーワードが多く見られるようになりました。やはり子供さんを育てていくのは、家計的には大変だという状況だと思います。

朝日新聞で我が市の就学援助の実態というのが報道されました。先ほどの答弁でもあったのですが、これが20市で出してありますけれども、県内20市で支給額、そして支給率とも

に最も低かったということになっています。これは支給、支出が多いのが望ましいかというわけではありませんので、私もちょっといろいろ調べさせていただいたのですけれども、先ほどの答弁が非常に明確でございまして、いろいろなものから勘案して少ないのだということがわかりました。多ければいいわけでもありませんし、そういった市内の経済状況に合っている支給額、支給率になっているというふうにこの一般質問の答弁でわかりました。

その中で、いつの議会かちょっと忘れましたが、支給の時期を問題にされた議員がいらっしゃいましたけれども、その支給の時期もやはりいろいろな行事に合わせて工夫をしているという印象を持ちました。年に3回くらい、各行事に合わせて支給をしているわけですが、私は早く支給をして準備したほうが親御さんは喜ぶのかと思ったのですけれども、いろいろ調べていくうちに、特に東京23区内では、早く支給するとほかに転出してまたもらうというケースが文部科学省の報告で上がってきたということで、やはり分散させるべきなのかというふうに思っています。今の、先ほど答弁をいただいた、うちの支給の時期について、どのように支給する側として評価しているか、ちょっとお聞きしたい。

○議 長 教育長。

○教 育 長 福祉と連携した子ども若者支援を

4月に入ったお子さんというか、それぞれの学年で4月、5月、6月と経費がかかるのに、その分の支給が7月なのです。全国一律でありますから、その辺の改革が南魚沼市だけでできるのかどうか。やはりその1回目の支給については、どれだけ早くできるのかというのがこれからの検討であります。

その中で先ほどもお話をさせていただいた幼児期、保育園に入っている子供のデータから1年生になったときの就学支援の額を算定するというのはなかなか難しく、中沢議員の一般質問で、それも早くやれよという話でありました。我々もいろいろ検討し、全県の中を見た中で、その義務教育に移るときの算定が難しいということでありましたが、先ほども言いましたように、担当職員が熱意を持って大変な業務を整理し、この支給については3月に前倒しして支給できたということでもありますので、全体的な支給についても今後早めに支給できるように考えてまいりたいと思います。

先ほど言われましたように、都会と違って、うちではもらい得で、という方は少ないみたいですから、年に3回、4回というのは回数を増やすことはできませんが、早めに出せるかどうかについて今後検討してまいりたいというように思っております。

○議 長 9番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 福祉と連携した子ども若者支援を

今の考え方はすごく共感が持てます。市内でそういう悪用する方というのはいないというふうに信じて頑張っていたいただければと思います。

次に土曜日学習、学習支援の現状と課題ということで質問します。先ほどの答弁でありましたように、私も自分の子供がお世話になったりしまして、参加もさせていただきました。そこでやはり印象に残っているのが、土曜日学習に市役所の職員が子供たちに教えてくれて

いる。こういう自治体はないと思うのです。そこをすごく私は評価をしています。市役所の若い職員は非常に優秀な方が多いので、これがやはり子供たちも楽しかったという思い、そしてベテランの校長先生たちの丁寧な指導というのが、すごくよく回っているという感じがします。

さらにその12の地区でやっていこうという考えがありますので、これをさらに発展させて、多くの子供たちが参加できるようにしていただきたいというふうに思いますが、この12の地区でやる方向を、もう一度お聞きしたいと思います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 福祉と連携した子ども若者支援を

12地域コミュニティが充実してきておりますし、今までの公民館活動とダブっていた部分をスリム化し、わかるようにし、一本化して市内12の地域コミュニティが柔軟に動けるようになっております。ときどきそのコミュニティのほうに土曜学習もいずれお願いします、という話はしていますが、まだその話が進んでいるわけではありません。今後、先ほども説明しましたように、より多くの子供たちがより多くの機会を得るためには、やはり12地域コミュニティの活動に期待し、活発化していく必要があるというふうに思っておりますし、今後強い働きかけをしてまいりたいというふうに思っております。

○議 長 9番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 福祉と連携した子ども若者支援を

地区が増え、会場が増えると参加もしやすくなると思いますので、その辺はしっかり対応していただければと思います。

先ほど言い忘れたのですが、職員の指導がすごくいいなというふうに——上手なのですよね。私の予想ですけれども、教育学部のOBかなというふうに、そういう方が市役所にいっぱいいるのかというふうに思いました。本当にありがたいことだと思います。

最後になりますが、学習支援でございます。これは社会福祉協議会の方も連携して一生懸命やっています、私も個別に対応している会にも出させていただいております。非常に家庭の経済的には大変なのですけれども、優秀な方がたくさん学習支援を受けています。そういった中で会場も1か所増えて、さらに大和地区に増やすということで、本当にいいことが広がっているというふうに思いますが、いつも課題になるのが周知の仕方。皆さんにわからないように周知をしているわけです。そして、募集もなかなか学校の中でわからないようにしているという中で、ここを難しいとはいえ、この指導を受ければ確実にいい高校に行ける子供たち、大学に行ける子供たちが来ていますので、この工夫をしなければならないと思いますが、そこを教育長はどういうふうに考えていますか。

○議 長 教育長。

○教 育 長 福祉と連携した子ども若者支援を

ご指摘のようにその部分が重要であり、より多くの子供たちが、胸を張ってとは表現があれですけれども、受けられるような状況にしてまいりたいと思いますが、この支援事業の事

業内容がなかなかそこをうまくクリアしてできるような状況というよりは、やはりその家庭に配慮し、中学生が主でありますから生徒に配慮しながら、そのような方向に向けていかなければならないというふうに思っております。

やはり4中学校の中学校長とこの辺については綿密に話をしながら、校長力に頼りながら4校長先生が精力的に配慮を持って、そういう子供たちに対応して、多くの子供たちが学習支援事業を受けられるように努力してまいりたいというふうに思っております。

○議 長 9番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 福祉と連携した子ども若者支援を

その努力が居宅訪問という形であらわれています。これを本当に充実させていただきたいと思っております。学校で相談できないことも、自分のご家庭だと話をしやすいということになっていますので、ここをさらに充実させていただきたいのと、先生方はリタイアされた方が一生懸命指導してくださっていますが、どうしても高校生くらいになると高度な勉強を求めてくる方がいて、途中でやめられる方もいました。そこで、若い指導者をどうしても私は入れてもらいたいと思っております。居宅訪問と若い指導者という2点を、最後にお聞きして終わります。

○議 長 教育長。

○教育長 福祉と連携した子ども若者支援を

4年間続けて、やっと目指す、家庭に出向いての支援ができるようになりました。これは本当にご指摘のように大切なことでありますから、その部分についてはさらに精力的に進んでいきたいと思っております。

そして、今言われたように、利用者、生徒の求めるニーズが非常に広範囲にわたっていて、多岐にわたっておりますもので、今ほど言われた教師のOBでいい場合と、やはり若い、その子供にぴったり対応できるような指導者が必要だと思っております。今なかなかその若い指導者が見つかりませんもので、そういう切り口で今後、人材の確保に努めてまいりたいというふうに思っております。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 以上で桑原圭美君の一般質問を終わります。

○議 長 質問順位2番、議席番号5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 傍聴の皆様、ご苦労さまです。通告に従って一般質問を行います。今回は大項目2点であります。

## 1 農業の置かれている現状について市長の見解を伺う

質問の1項目目ですが、農業の置かれている現状に対する市長の認識を伺います。昨年からは米の生産調整が廃止され、米価の暴落が心配されましたが、予想以上の不作だったこともあると考えますけれども、価格は維持されており、一安心といったところです。さらに特AからAに陥落した食味判定が復活したことも歓迎するところです。

しかし、先のことを考えると不安になる農家が圧倒的ではないでしょうか。今、日本の食

料自給率は38%まで低下をしています。これは先進国の中では断トツの低水準です。これは2017年の数字であり、TPP発効以前の数字です。昨年末にアメリカを除くTPP11が発効し、ことし2月には日欧EPAが発効しました。さらに今進めているアメリカとの日米貿易交渉も8月には合意内容を発表するとの報道もあります。このように農産品の関税を際限なく引き下げていく自由貿易協定の発効は、我が国の農業、ひいては我が市の農業にも甚大な影響を与えると思いますが、市長の認識を伺います。

次に小項目の2点目ですが、食料自給率の低下についてです。国の存立の3本柱は、軍事・エネルギーそして食料と言われますが、平和憲法を持つ我が国に軍事が国の存立のために必要不可欠かどうかは別として、安全なエネルギーや食料が国の存立の基盤、基礎であることは異論のないことだと思います。世界で食糧難などの不測の事態が起きたときに、国民に行きわたる食料がなかったら、国としての存立が成り立たないことは明らかです。国としての存立にかかわる食料を確保するのが、まさしく政治の責任ではないでしょうか。こうした点から非常に低い食料自給率の現状を、国の存立という点でどのように認識しているかを伺います。

次に小項目の3点目ですが、このように戦後一貫して下がり続けてきた食料自給率ですけれども、その原因はどこにあるのでしょうか。戦後、アメリカから日本への小麦、大豆等の穀物類の輸入を受け入れ、その後もガット・ウルグアイ・ラウンドやWTO体制等を通じて農産物の輸入を推進してきた結果ではないでしょうか。そんな中でさらなる自由貿易協定の推進や、農業を企業の自由競争に委ねるようでは自給率の向上などあり得ないと思いますが、市長の見解を伺います。

小項目の4点目ですが、2017年12月に国連総会で「家族農業の10年」の決議が可決され、ことし2019年から2028年までを「家族農業の10年」とすることが正式に決定されました。この決議の背景は、世界的に家族農業が危機に瀕しているからです。21世紀初めまで世界の農業、食料生産は、農業を工業化、大規模化、企業化し、農薬と化学肥料、石油を多用した、括弧つきの効率的生産を中心に進められてきました。

その結果、グローバル企業等、巨大アグリビジネスによる農業と食料に対する支配が進み、遺伝子組み換え食品や農薬漬けの食品の氾濫等、食をめぐる不安や世界的な食糧危機、農業的生物多様性の激減、土壌崩壊、廃棄食料の増大、農薬や化学肥料による環境破壊、投機的生産による食料生産の不安定化など、農業の持続性を揺るがす事態を引き起こしてきました。こうしたことをきっかけに小規模家族農業を守り育てなければ持続的な農業、食料生産はできないと考えるようになったのです。

そして、2014年の国際家族農業年を経て、「家族農業の10年」決議となっています。日本でも、我が南魚沼市でも、家族農業が中心的形態です。日本でも「家族農業の10年」の決議や運動に合わせて、小規模家族農家を守り発展させる政策や運動が求められていると思いますが、いかがでしょうか。

そして、2018年12月に小農と農村で働く人々の権利に関する国連宣言を決議しました。

宣言は農民をはじめ、農村で働く人全てが農林漁業や関連産業などで生活することを権利とし、その保障や支援は国や国際機関の責務と位置づけています。まさしく「家族農業の10年」決議と同様に、小規模家族農業生産者を再評価し、これを保護、支援していくための国連決議です。

宣言の28条の中には、①食料農業政策をみずから決める食料主権、②種子に対する権利、③土地、天然資源、生産手段に対する権利、④適切な所得を得る権利、生活を保障する価格で生産物を販売する権利、⑤小農女性の権利、⑥労働組合や協同組合の奨励等が含まれています。小規模家族農業をきちんと評価し、この権利を守る国際的な枠組みが新たに誕生したわけで、日本もこの宣言を実現する施策を実行することが求められます。

そして、権利宣言の中でも触れられている食料主権の確立です。食料主権とは全ての国と民衆が自分たちの農業、食料政策を決定する権利です。それは全ての人々が安全で栄養豊かで民族固有の食習慣と食文化にふさわしい食料を得る権利であり、こういう食料を家族経営、小農が持続可能なやり方で生産する権利です。そうしたもとの、今、政府が進めている自由貿易の拡大は、まさしくこの食料主権を侵害するもので、今の農業政策は国際的な潮流である食料主権の観点から見直しが必要だと考えるが、市長の見解を伺います。以上、壇上からの質問を終わります。

○議 長 中沢道夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは中沢道夫議員の質問に答えてまいりたいと思います。

#### 1 農業の置かれている現状について市長の見解を伺う

まずはこの農業の置かれている現状で、TPP11などの自由貿易協定の発効が、南魚沼市の農業にも大きな影響を与えると思うが、ということでもあります。南魚沼市の主要農産物、これはもう米と。第1等は米。これはもう誰に聞いてもそうであります。この米について政府は、国別枠の輸入量に相当する国産米を備蓄米として買い入れて、国別枠の輸入量の増加が国産の主食用米の需給及び価格に与える影響というのを遮断するというふうに言っています、影響は見込みがたいと国は言っているということでもあります。

当市への影響ということではありますが、南魚沼市としては引き続き動向を注視していきたいと考えています。平成30年産からは、いわゆるこれまで言われてきた転作が廃止されまして、新しい仕組みでの生産調整というのが、知ってのとおりですけれども、平成30年から始まりました。この需給については、これは市場ですね。やはり生産物でありますので、市場の動向によって生産者が決めることとなっているということです。今後もこのTPP11とか、さまざまありますが、これらの発効とかこういうことにかかわらず関係機関と、より連携を密にしながら安心して安全な食味のよい米を生産し続けること、この取り組みを進めていくということが揺るぎない我々の立脚点ではないかと思っているところであります。

2つ目のご質問の、食料自給率の低下が独立国としての存立を脅かすと、こういう問題であります。私の見解は、ということではありますが、日本政府は令和7年度に食料自給率をカ

ロリーベースですが45%、そして生産額ベースでは73%まで引き上げる目標を設定している。これができるかどうかはちょっとわかりませんが、この目標を達成するため、国内外での国産農作物の消費拡大——国内外ですね、食育の推進、そして消費者ニーズに対応した麦、大豆の生産の拡大、優良農地の確保、また担い手の育成といった各種の施策を、総合的、また計画的に講ずるといふふうに政府は言っています。広い意味での地産地消——我々はよくこの地域限定のことを言いますが、そうではなくて国内を見て、地産地消が理想であるといふふうに私は考えます。気象条件などにより適地・適産に努めて、なかなか自分のところで充足をしないものについては、国内で内需の拡大といえますか、そういう補い合うということに向ける、こういうことで自給率を高めていくということが必要であると考えております。

3つ目のご質問であります。自給率低下の原因が戦後一貫した農作物の輸入自由化の施策にあると、議員はそういうふうにおっしゃっています。自給率の低下の原因がそういうふうにも考えることもできるかもしれませんが、しかし、それだけなのか。生活が豊かになったことによる食の多様化、この中にはグローバル化が必ず入ってまいります。視点があります。日本の農業就業者の減少——これは人口減も含めて、生産、産業形態のやはり変化ですね。これらの中で国内生産量の減少があると思います。輸送技術や冷凍などの保存技術の向上、これは世界的にですね、日本だけではありません。これらが、輸入、また輸出が容易になったということも含めて、戦後一貫したそういうことだけで進んできたのかということについては、もうちょっと膨らみがあるのではないかと私は思います。

グローバル化は農業分野においてもますます進んでいくと、これをとめることがなかなかできないのではないかと私は思います。需要がある農作物を輸入するといったことは当然とも逆に言えまして、これにより日本国内で他国のさまざまな食文化、料理等に触れることができるようになったのも事実であります。我々も食べることができるようになったということですが、逆に日本産のものも他国で食べられるようになったということも半面あるということでもあります。我々の国だけの事情だけを考慮した政策を進めるということは、なかなか世界の中に対する日本の立ち位置、さまざまあって、保護は当然ですが、それをバランスよくやっていくということが必要であって、我々の事情だけを押しつけて政策を進めるということはなかなか、逆に国が存立し得ないというようにもなりかねないということもあるので、バランスとそして保護と、やはりさまざまなところを使いながら、これを取り切っていくことしか道はないのではないかと私は思っております。

4つ目の国連決議のこの「家族農業の10年」です。国連が取り組んでいる、最近すごくはやっている——はやっているというか、私もきょうはバッジをつけてきていますが、この例のサステイナブル デベロップメント ゴールズですかね、SDGsとかいって、非常にこれをつけている人は東京にも多くなっていますが、いろいろな企業さんを含めてやっています。2030年までの持続可能な開発目標。世界が変わるための17の目標というやつです。貧困や飢餓の撲滅が、まず第1等に挙げられています。この目標に向かう上で家族農業は、高齢化や後継者不足といった課題といったのは当然抱えながら、これは世界的に抱えていると

と思いますが、この食料生産において大きな役割を担っているということが本当に認識をされ、それらをまた国連も目標に掲げているというふうに私も考えております。

2015年の日本の、農林業センサスによると、全国の農業経営体数というのが約138万経営体。これは家族を含むのです。このうち家族経営体というのが、138万のうちで134万経営体ですから、全体の98%が家族経営体であります。これは日本だけではなくて、EU加盟国、または米国など、ほかの先進国でも同様の状況となっています。

議員の言われる食料主権という部分、先ほど議員もお話をされましたが、要約すると私どもは、全ての国と民衆が自分たち自身の食料、農業政策を決定する権利というふうに解しています。あまりにも、実は大きなテーマでありまして、議員の言わんとするところも非常にわかる気持ちがするのですが、言葉上ではわかるのですけれども、私本人が、なかなかこのテーマが大き過ぎて、なかなか理解しづらい部分、非常に大きなテーマであるというふうに思っておりまして、国連や国での議論を見守りたいと考えております。私とやりあってもなかなかここでは議論が深まらないかな、というような気がしております。以上であります。

○議長 5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 1 農業の置かれている現状について市長の見解を伺う

ありがとうございました。1つ目の点からいきますが、確かに国の方針では影響はないと。国の備蓄にするから影響はないというようなことを言っているわけですが、南魚沼市がつくった産業振興ビジョン、これは農業は基幹産業ということで位置づけているわけです。この農業の産出額の推移という表がありまして、この中で2005年から2015年までの10年間の比較があります。この10年間の間に米の産出額は、この10年の間だけでも44%減っているのです。野菜、家畜その他を含めた全体の減少幅も44%になっているのです。

この時点でもこれだけのやはり影響が出ているわけです。米の値段がそれだけ下がったり、ちょっと量がどうだったかというところまではわかりませんが、やはりそういう今、既にかんりの影響が44%ですから、あらわれているわけです。そこにやはり自由貿易協定を、農林水産省がいくら影響はないと言っても、本当に影響がないように、価格保証や所得補償をしてくれるならいいですけれども、それは全くないわけです。市場原理にお任せしますということになっているわけで、本当にそれが影響がないように保証されるということは、全くないというふうに私は思っているのです、その辺、この減ったことも含めて市長の見解はどうでしょうか。

○議長 市長。

○市長 1 農業の置かれている現状について市長の見解を伺う

今、その資料を言われましたけれども、私は手元にないのでわかりませんが、44%ですか。金額ベースですかね……（「そうです」と叫ぶ者あり）そうすると、価格でしょう。量が減っていますか。そういうこともやはり見なければいけないと思うのです。私は量はそう落ちていないと思います。やはり一番は、実感してここにいる皆が知っていると思いますが、価格が低くなったと思います。昔はものすごい高値で売り買いがあったわけですから。



これらだと思いますが、我が市への影響ですけれども、米について我々の市が、もしもこのTPP11等でめったためにだめになってしまうのだということになれば、日本全国の米がだめになると思いますし、我々はそういうところにもうちょっと誇りを持ちながら、保証されなければ守れないという観点の話は、これまでごまんとお互いにいろいろなところで、皆が言い合ってきたわけです。だけれども、それを平成30年度から、市場の原理をきちんと取り入れる中で、そして農家も自立しなさいということも含めて——全部ではないですよ。全部ではありませんが、そういう視点を持って1品目を、きちんと守っていこうということ、これはやはり国も含めて、そして多くの今、農業に携わる皆さん、生産者も含めてそういう方向で頑張ろうということで立ち上がっているわけです。

この中では先般ある雑誌で非常にいい特集があって、我々の農協さんが、一番お米の売り先として相手にさせていただいている神明という会社の社長さんの、実は特集記事がありました。この中で、下を向くなと書いてあるのです。非常に戦略を持って、今、海外——我々のところの自国内の消費だけではない海外進出、これらについて非常に伸びを示している。その一番原動力になっている会社だと思います。

これらのことも読み取ると、ただ保護とかそういうことではなくて、我々もそういう考え方だけではなくて、当然保護する部分の政策も全体の中で必要ですけれども、もうちょっと前を向いたことをやっていかない限り、常にそう伸びることもなく、ただただ保護政策で終わってしまうのではないかと。そういうことで果たしていいのでしょうかという思いが私はしております。

TPP11の影響が南魚沼市の主要の米について、いきなりこれによって大変なことになるというふうには、私はちょっと思い至らない。思っておりませんので、そういう見解です。

○議 長 5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 1 農業の置かれている現状について市長の見解を伺う

私もそういうふうに願ってはいませんが、これだけ自給率が低下したり、生産額が減る中では、やはり、今攻めの農業ということも言われましたけれども、確かにそういう人たちもいますし、話題になったように1キロ1万円という米をつくっておられる方も実際にいるわけですが、ただ、それはほんの一握りの皆さんで全体がそうになっていくという保証は全くないわけですね。

多分、市は努力をしてやっているのだから、というような話になるかと思うのですが、今その「家族農業の10年」という話をしましたが、やはりグローバル化の中でいろいろな問題が、先ほど壇上で話をしましたが、起こってきて、やはり家族農業を維持していかないと、食料のまともな生産ができないということを国連が認識したからこういう決議になったと思うのです。

ですから、そういう点ではやはり家族農業を守る、保護だけではだめだという話を今しましたけれども、やはりきちんと保護をしていかなければ、ただ競争だけでは、やはり家族農業ではグローバル大企業に勝てるわけがないわけですよ。ですから、そういう意味でこの

決議がやはりされているのだと私は思うので、やはり家族農業を守る、そういう方向に変わっていかないと、もちろん先ほど言われたようにグローバル化は当然進んできていますし、だからこそ、先ほども話をしましたが、それぞれの国が食料主権を確立していく、自国の家族農業を守っていく、そういう方向がやはり求められるのではないかというふうに思うのですが、その辺をもう一度お願いします。

○議 長 市長。

○市 長 1 農業の置かれている現状について市長の見解を伺う

先ほど言っているのは、非常に大きい意味の話をしています。家族農業と言うと、そこも話をしていると、ちょっと自分の中に入ってこないというか。例えば、フランスとかイタリアとか、我々の姉妹都市があるオーストリアとか、そういったところは非常に農業がやはり手厚く守られているのです。多分、そういうことをおっしゃりたいのだろうと思うのです。観光地、それぞれやはりあるのですね。村単位で自立している感じは、行くとそういうにおいというか、そういう気風を感じるのです。

例えば地産地消という意味で言うと、オーストリアの我々の姉妹都市のセルデンというところは、半径5キロです。半径5キロの中でつくったものを地産地消しなさいという法律があるのです。旅館とかホテル、そういったところはそれを使う。うちの国にそういうのはないではないですか。ですから、大きい話ばかりをいつもして、何かTPPがあると困るとかそういうことだけではなくて、我々はもっと我々のところで考えられる。そして例えばそういうことを、本当に決まりをつくって、ちょっと極端な言い方ですね、半径5キロの中を地産地消としか呼ばないとか、そういうことはちょっと極端ですが、そういうことを我々はもうちょっと心を砕いて頑張っていかなければいけないのではないですかね。そういうことも含めて、そういうことを置きかえながらこの家族農業とかそういうことを話し合っていないと、何か話だけ上の空で、という気がします。

なので、我々のこの地域で南魚沼市が、国策とかそういうことだけではなくて、我々のところでいろいろ考えられることというのはもっといっぱいあると思うので、そういうことで非常に魅力ある野菜をつくったり、今、我々のところはいろいろな道の駅とか、さまざま青空のそういう野菜市とか、さまざまなことも始まっています。お年寄りも増えるでしょう。その中で張り合いとしての農業という意味も含めて、さまざまやはりもうちょっと考えていいのではないかと思います。なかなかちょっと話が、私もじっくりしませんし、多分、言われている議員も、ちょっと話が大き過ぎるテーマだとお感じになっているのではないかと思います。私のほうの見解はそういうことです。

○議 長 5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 1 農業の置かれている現状について市長の見解を伺う

そういう意味では、国連の決議などという話ですから大きい話になるのですが、ただ、そういう方向を目指していかないと、なかなか先ほども話があったように、ヨーロッパやアメリカもものすごく農業には補助金を出しているわけです。日本はほとんどなくなったわけで

す。一部にはありますけれども。ですから、そういう点でもやはり国が保護育成していくということをやらないと、なかなか農業が発展していくというふうにはならないのではないかと、いうふうには私は思いましたので、そういう点を強調させてもらったということです。機会があれば、今の自由貿易一辺倒ではなかなか農業を守れないということ、やはり国や何かにも、ぜひ、働きかけてもらいたいというふうには私は思っているのですが、その点ではいかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 農業の置かれている現状について市長の見解を伺う

市長会でも、農業関係、産業関係の話が出れば、今ほど議員がおっしゃっている内容というのはやはりいろいろな項目があります。今度はまたそういうことで一緒にそれを見ていただきたいと思ひますし、いろいろなことを要望はしておりますので、大体その中に集約されている部分が多いのではないかと思ひます。

あともう一方で、先ほどのちょっと繰り返しになりますが、我々がいろいろまた地域で独自にいろいろなものごとを推進していく方針を立てることというのも可能ですから、まさしくそういう時代にいくのではないかと、思ひがしているもので、それは大きな意味の、国連の言っていることが、具体的に我々の地域ではこういうことに置きかえられるということで、目指すべきだと思ひています。わかりづらい言い方で申しわけありません。いろいろな形で要望をさせていただいていることは事実だと思ひます。

○議 長 5 番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 1 農業の置かれている現状について市長の見解を伺う

ぜひ、そういう点ではこの農業が衰退しないように、特に、国にもそういう働きかけを大いにしていっていただきたいというふうには思ひます。それでは1項目目を終わらして、2項目目に移らせていただきます。

2 今年度から企業会計に移行した、下水道事業について伺う

2項目目ですが、今年度から企業会計に移行した、下水道事業の今後について伺ひます。今回の企業会計の移行に伴って、これまでは不明だった資産の状況が明らかになりました。今年度の開始貸借では、資産合計 585 億 5,000 万円に対して、負債の合計が 580 億 7,000 万円となり、資本合計はわずかに 4 億 7,000 万円です。580 億円の資産があるにもかかわらず、資本の部に該当する部分はわずかに 4 億 7,000 万円しかないわけで、一般の企業では考えられない金額です。

そして、この資産から生み出される営業収益は 11 億 6,000 万円、一方で営業費用は 29 億円となっており、営業費用の 4 割しか営業収益がないことがわかります。そんな中でも営業収支がプラスになるのは、一般会計からの繰入金や国庫補助金があつてのことです。それでようやく黒字になる予算になっています。

そこで伺ひますが、農業集落排水事業で既に不要となつたり、今後不要になる処理場 10 か所の簿価は幾らになっているのか伺ひます。なぜ、こんなことを伺ひかと言ひますと、先ほ

ど資本の部はわずか4億7,000万円と言いましたが、農業集落排水事業で不要となる施設の簿価はもっと大きいと思います。そうすると遊休施設を資産として計上しているわけで、事実上の債務超過状態からの出発と言ってもよいのではないかと、そういう思いがあるからです。そしてこれは畔地浄水場の過大な投資によって高料金に苦しんでいる水道事業と同じことにならないかとの不安もあり伺うものです。

次に一般会計からの繰入金について伺います。今年度は衛生費、農業費、土木費から合わせて17億5,300万円の繰り入れが行われていますが、今後も同じような金額の繰り入れを継続することができるのかどうか。それは下水道会計が一般会計からの繰り入れなしには成り立たないからです。また、この繰入金のうち、国や県から来るお金はどの程度あるのかを伺います。

また、資本的収支の中に国庫補助金が2億7,000万円含まれていますが、これも今後、同程度の金額が見込めるのかを伺います。繰入金や補助金頼みの企業会計では、今後も同程度の金額が見込めなければ、資本金がほとんどない中では、即料金の値上げに結びつきます。さらに今後は人口減少のもと、使用料も減り、料金収入も減収が続くと思います。そんな中、我が南魚沼市は県下でも高い使用料金です。引き下げることは難しいとしても今後の料金を維持していく考えなのかを最後に伺います。以上です。

○議 長 質問の途中ですが、ここで休憩といたします。再開を11時10分といたします。

[午前10時53分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午前11時10分]

○議 長 中沢道夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。  
市長。

○市 長 2 今年度から企業会計に移行した、下水道事業について伺う

それでは、中沢道夫議員の2つ目の質問であります、下水道事業にかかる問題です。1番目の、この公表された財務諸表が厳しい内容だがということでもあります。下水道事業は供用開始までに処理場の建設、またこの下水道の管路の整備に多額の費用がかかります。供用開始後も面整備の終了までにさらに事業費を要するということから、その経営というのはそもそも厳しいものがあるというふうに考えます。また、処理施設の運転の管理、またこの接続率の高低というか、接続率が高いか低いかということにもかかわらず、やはり一定の経費がかかってくるというために、事業の当初は使用料収入に対して維持管理費の割合も非常に大きくなるということがありまして、起債の償還をしながら新たな起債を起こすようになるなど、初期投資などが大きくのしかかっていることになっております。このため、事業収入で支出を賄うことのできない経費については、一般会計からの繰入金に頼らざるを得ないということになるかと思えます。

現在進めています農業集落排水、農集と呼んでいますが、この流域下水道への統合事業が

完了するという段階で、大きな建設的投資が一段落するということになるかと思えます。起債残高も順調に減少するものと考えております。今後は広域連携——これは求められているところですね。そして、官民の連携、そして当市の非常に大きな問題となっております不明水対策、これらへの経営改善に向けた取り組みをさらに進めていきたいと考えております。厳しいことは重々わかっているところであります。

2つ目のところであります。農集のこの不要となる10か所の処理場のことです。先ほど議員がご指摘の、農業集落排水で下水道への接続後に不要となります、この10の処理場の簿価であります。取得の価格から減価償却費を差し引いたという額で、処理場建設と処理施設が14億2,800万円。用地になりますと、1億5,400万円。合計で15億8,200万円となっております。

3つ目のご質問であります。一般会計からの繰入金について今後も継続できるのかということ、また、国、県からの補填はどの程度かということでもあります。国庫補助金についてもです。公営企業経費のうち経費の性質上、公営企業に負担させることが適当でないという経費及びその収入のみで賄うことが困難であると認められる経費などについては、一般会計からの繰入金を充てることができるということが、地方財政法それから地方公営企業法において認められているということをご存じのとおりであります。このことから企業会計移行に伴いまして、一般会計からの繰入金ができなくなるということはありません。

次に繰入金に対する国や県からの補填や国庫補助金についてであります。現在、下水道事業については繰入金の算定とは別に、対象経費について普通交付税により措置をされています。平成30年度については、繰入金総額の6割程度が算入をされています。繰入金については、しばらくは同様の考え方で繰入れが見込まれると思いますが、今年度から企業会計に移行したということから、より効果的な事業運営を当然心がけ、繰入金の削減に全力で努めてまいりたいと考えております。

4つ目の、最後の質問であります。県下でも高い使用料ということで、この料金の方向性です。下水道使用料については平成28年現在での比較ですけれども、新潟県内では佐渡市、魚沼市に次いで私ども南魚沼市は高いほうから3番目であります。県内20市ですね——10は町村です。20市の平均で見ますと、20立方メートル当たりは約3,130円です。なので、当市はそれよりも650円ほど高くなっているということでもあります。

議員はおわかりだと思いますが、なぜ高いかという理由になりますけれども、六日町浄化センター維持の負担金、これが大体3億600万円くらいですけれども、消雪パイプの水とかが、先ほどお話ししたとおり、これが差し込むというかその不明水なども計算されているということで、この負担金というのが非常に今、問題——これは平成29年の決算であります。もう一つは例えば浄化槽の施設管理費です。これが大体5,500万円ほど。処理人口に対しまして非常にコスト高ということでもあります。

それからもう一つ最後にしますが、いわゆる都市部と比べて管路延長、管の距離、これが非常に長い。またマンホールポンプが非常に多い。これらの維持管理が非常にかさんでいる

ということが主要な要件だと思います。

経営改善の面で申しますと、下水道使用料を値上げするということが近道。これは当然水道もそうですが、水道料金を値上げするということがすぐ考えられるわけですが、3年から5年ごとに見直しを行うことが一般的といわれていますが、総務省では平成17年、適正な使用料水準として20立方メートル当たり3,000円というのを総務省が示しています。近年では全国的にやはり下水道使用料の値上げが行われ続けています。全国的な傾向です。直近のこの数値で言いますと、20立方メートル当たりでは先ほど3,000円と示しましたが、現在3,041円、これが平均使用料となっているということでございます。

いずれにしても南魚沼市の下水道使用料は高水準ということはあるので、消費税率の引き上げなど特別な事情を除いて値上げをするということは、現在大変難しいと考えています。企業会計の移行によって経営の実態がより明らかになるということから、国の動向も勘案しながら経営戦略の見直しを早期に行って、適正な使用料について検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○議 長 5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 2 今年度から企業会計に移行した、下水道事業について伺う

ありがとうございました。最初の585億円の資産に対して4億7,000万円しか資本の部のものがないという話を最初にしたわけですが、これは企業会計だから仕方がないのかなという、どんどん建設をしてきて、借金をしてつくった結果こうなったということだと思うのですが。今、企業会計でやっている水道や病院は、もっと全然余裕があるのですね。その辺と比べてもやはりちょっとあまりにも少ないのではないかと思います。その辺の事情というのは、部のほうでもわかりますでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 今年度から企業会計に移行した、下水道事業について伺う

私が先に答弁しますが、足らざるは、担当の部長から話をしてもらいます。まずは先にごんごん整備をする。これは企業会計と言っても、企業とちょっと違う——利潤をみなしながらやっている普通の企業と違うわけで、これは当然そうではなかったわけですね、前は会計もですね。どんどんつくって、そして接続率も低い状態から始めて、接続率をずっと伸ばしていく。こういう状況にあって、病院とかと比べられても、全然話のレベルが違うと私は思っていますが、議員はいかがお考えになるか。

当然な結果としてこういう数字ではないかと思います。これが減ってもいく、一段落もする、そういうことがある。しかし、これを非常にいい会計になっているというふうになることはなかなか難しいのかもしれませんが、しかしこれは市民における最大の——水道とか下水道というのは一番の基礎になるインフラだと思いますので、これは致し方ない部分が大いのではないかと。しかしそれに甘えてはいけないという中で、なるべく健全経営ができるように、これから問題点も見えてきますので、会計が企業会計になって、そういうことなのだろうと私は思っております。足らざるは部長に答えてもらいます。

○議 長 上下水道部長。

○上下水道部長 2 今年度から企業会計に移行した、下水道事業について伺う

今ほど議員さんがおっしゃいましたように、その資本で585億円、負債の部が580億円ほどでございます。これについては下水道の建設というのは、補助金と起債で全て賄われているということで、補助金の部分が負債計上ということでされております。どうしてもやはり負債の額が大きくなるということで、ほとんどの部分がそれで建設をされるということでございます。以上です。

○議 長 5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 2 今年度から企業会計に移行した、下水道事業について伺う

多分、そういうことなのだろうと思います。なので、資本になる部分はなかった。当然、利益も出ないで、予算の足りない分を補助金で補って建設をずっとしてきたということで、そういうことになったのかというふうに思いますが、それにしても余裕がないということにおいては、本当に大変な状況だと思えます。これが資本金が増えるというようなことになるには利益を出さなければだめなわけで、そういう点ではなかなか今後も資本金が潤沢にあるというような経営になるのはなかなか難しいのかというふうには感じています。

2点目ですが、農業集落排水事業のあれを聞かせていただきました。全体で15億8,200万円ということで、これは本当に今後全く下水道事業には、役に立たないと言うと変な言い方ですが、となると、その資産を抱えながら経営をしていかなければならないわけで、そういう点では本当に、その点もやはり本当に厳しい中身ではないかというふうに思えます。その点の下水道の経営戦略というの、平成29年に出されているわけですが、考え方というかその辺があったら聞かせていただきたいのですが。

○議 長 市長。

○市 長 2 今年度から企業会計に移行した、下水道事業について伺う

この点については部長に答えてもらいますが、基本的に我々も必要がなくなる部分ですので、これについてどういうふうに使っていくか。もしくはどういうような処分をするかというのも含めて、多分いろいろ考えを持っていると思いますので、ちょっと答えさせますのでよろしくをお願いします。

○議 長 上下水道部長。

○上下水道部長 2 今年度から企業会計に移行した、下水道事業について伺う

簿価で15億8,000万円ほどということで、これを毎年減価償却して費用計上しているということで、確かにその部分について遊休資産の中で費用として計上していく部分については苦しいところがございますけれども、これを有効活用と言いますか、例えば水道の非常用水源の施設だとか、そこで費用が入ってくるわけではございませんけれども、有効に利用した中で活用を今後図っていきたいというふうに考えてございます。以上です。

○議 長 5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 2 今年度から企業会計に移行した、下水道事業について伺う

本当に料金が入らなくても、ただ遊ばせておくのではなくて、有効に活用していただきたいと思いますし、市の大切な財産の一部であるわけですから、ぜひそういう活用をお願いしたいと思います。

繰入金の関係ですが、今の市長の答弁ですと、今後も足りない分を出していると言ってもいいような毎年の状況ではないかと思うのですが、それは今後も継続できるのだというお話でしたけれども、そのうち6割くらいが交付税算入されてきていると。それも今後も変わらないという話だったと思うのですが。ただ、人口がこれからどんどん減っていく。使う量も多分、もうなかなか水洗化率というのがそんなに簡単に増えるような状況ではなくて、今後料金も減っていく。市の財政も多分、人口が減れば総額が減っていく中で、相当な繰り入れになっているわけですね。ことしの予算では17億5,300万円ということが。全体の市の予算とかそういうのから見て、本当に今後続けていけるのか。その辺のところをもう一度お願いします。

○議 長 市長。

○市 長 2 今年度から企業会計に移行した、下水道事業について伺う

続けていけるかというご質問ですけれども、いかなければならないのですね、第一に。それが一番のところですよ。だから続けていかなければならない。なので、我々が——先ほどから市長会の話ばかりして申しわけないのですけれども、これはやはりどこの自治体も同じ悩みなのです。共通しているのです。先般、北信越市長会が終わりました、今度は来週行われます全国市長会がありますが、この中でも下水道のことはいっぱい出てきます。この中で一番は、やはり交付税算入をきちんと額も含めて保証しながらやってくれなければ、当然地方は守れませんので、そういうことが非常に大きなテーマとして、これは国にも訴えております。

我々がなかなかここで議論してそれがどうなるかということではなく、やはり大きな意味で国全体のインフラの問題ですから、そういったところを我々もテーマにしながらお願いをしていくということになるかと思います。お願いと言いますか、やるのが当たり前だと逆に思っておりますが、そういう要望をしているということです。

○議 長 5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 2 今年度から企業会計に移行した、下水道事業について伺う

先ほどと同じようなあれになりますよ、ぜひその辺、とてもこの人口が減り、全体の予算が減る中で同じような一般会計からの繰り入れをしていくというのは、ほかに相当な影響が出るわけで、そういう点では国がきちんと責任を持って面倒を見るということなしには、なかなか事業を継続できない。その分を料金に上乗せするというようなことは先ほどの答弁でも、簡単にはできないという話でしたので、ぜひ、そういうことで要望も含めて働きかけを強めていただきたいと思います。

最後に4点目ですが、先ほども値上げはできないと。そうだと思うのです。水道が1番、下水道は県下3番、それをまた上げるというようなことは当然やってはならないし、市民感



情からしてもできないことだと思っております。繰り返しになりますが、その辺、今後も上げないでいくのだというあたりを、もう一度答弁いただけますか。

○議 長 市長。

○市 長 2 今年度から企業会計に移行した、下水道事業について伺う

その部分をもう一度言わせたいというところがあるのでしょうかけれども、先ほど申し上げたとおりでありますので、事情はそのとおりでございます。とても簡単に上げるということはおうちの市としてはできないのではないかという見解であります。

○議 長 5 番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 2 今年度から企業会計に移行した、下水道事業について伺う

ぜひ、そういう方向で今後も市政運営に携わっていただきたいと思っております。以上で終わります。

○議 長 以上で中沢道夫君の一般質問を終わります。

○議 長 質問順位3番、議席番号8番・永井拓三君。

○永井拓三君 それでは、通告に従いまして一般質問を始めます。

#### 南魚沼市の英語教育とプログラミング教育について

これまで何回か教育にまつわる一般質問をし、それぞれ回答を得てきました。今回は改めて南魚沼市の英語教育について質問をいたします。というのも、これから国際的な観光戦略を担うのであれば、観光地にも英語が話せる人がいなければなりませんし、対外的なコミュニケーションも国際社会に合わせなければいけません。そのための基礎の基礎ということで英語教育についてどのような教育策が取られているかを質問いたします。

次にプログラミング教育です。IT市場がここまで大きくなり、先日もグーグルが旅行業に進出するなどIT関連の企業の成長はさらに大きくなると予想できます。市長が進める若者が帰ってこられる地域づくりの根源とも言える、仕事という部分での基礎をつくるための教育策がどのようなものかも含め、質問をいたします。

1、市の英語教育の現状と課題は。2、市が目指す英語教育のゴールは。3、市のプログラミング教育の現状と課題は。4、市が目指すプログラミング教育のゴールは。演壇からは以上です。

○議 長 永井拓三君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、永井議員のご質問に答えたいと思っております。

#### 南魚沼市の英語教育とプログラミング教育について

市の英語教育とプログラミング教育についてであります。必要があれば私のほうでも答える場面があったら答えさせていただきますが、全般にわたってこれは教育に関することですので、教育長からまずは答弁いたしますのでよろしく申し上げます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 南魚沼市の英語教育とプログラミング教育について

それでは、永井議員の一般質問、南魚沼市の英語教育とプログラミング教育についてお答えします。大きく4点に分かれての質問でありますから、順序立てて答弁させていただきます。

まず1点目、英語教育の現状と課題についてお答えします。現状であります。平成32年度スタート、小学校英語教科化に向けて今年度は英語専科教員1名が県費配置になりました。これで全体の支援体制は、渡辺国際化総括を中心に学習指導センターに国際理解担当嘱託指導主事、そして先ほど述べた英語専科教員、さらにALT6名と、さらなる充実を図ることができました。

中学校においては、中学生海外派遣事業を平成20年度から実施し、今年度で12回目になります。そのほか日韓交流友好事業、外務省が進める国際交流事業を受け入れ、カナダ・ビクトリア春休み語学研修、ホームステイ体験事業等を実施しております。この12年間で350名を超える中学生が海外派遣事業に参加しております。大きな成果を残していると思っております。

国際大学の留学生やALTと英語を使った活動を通してコミュニケーション能力等を高めることを目的として、小学生はインターナショナル・ビレッジ、中学生はイングリッシュ・ビレッジを毎年夏休みに実施しております。これも10年以上を超えた活動になっております。また、平成21年度から各種国際交流事業の受け入れで海外の中学生、高校生、大学生それに関しての保護者等で合計344名のホームステイの受け入れを行ってまいりました。

それでは、課題についてお答えします。1点目は小学校の英語教育の中学校への円滑な接続であります。平成28年度から五、六年生を対象に音声と文字の関係についての体系的に学ぶ指導プログラムの1つであるジョリーフォニックスを指導しております。成果が上がっているものというふうに考えております。

2点目であります。英語の教科化に伴っての時数の増、中学年3年生、4年生で35時間、高学年6年生で70時間への対応が必要となってまいります。対策として今年度県費配置の英語専科教員1名をさらに1名増やしていただいて、2名の配置を県にお願いをしてみたいとともに、市においても市費でのALT、今は6名ですが、7人体制の配置を考えております。要求してまいります。どこまで対応できるかは今後の対応次第であります。

3点目であります。今年度の全国学力テストから中学校で英語が初めて実施され、英語の4技能のうち、「読む」、「書く」、「聞く」はほかの科目と同じようにペーパーテストで実施し、「話す」については学校のパソコンで再生した画像と音声に従い、マイクつきヘッドフォンで答えを収録する方式で行いました。今後の対応が重要な課題となってきております。

それでは、2点目であります。市が目指す英語教育のゴールについてお答えします。本市の教育の根底には、共生社会の実現という思いがあります。年齢や国籍、障がいの有無にかかわらず、誰もが理解し合い、支え合ってともに生きる、こうした共生社会の実現こそが、教育の使命であると考えております。当市の財産である国際大学は、世界が本当に集まる場として62か国と1地域から集まった学生がともに暮らし、ともに学んでいます。国際大学の

キャンパスは解放的であり、市民との交流が積極的に図られております。

その国際大学を活用して、英語力だけではなく、多様な文化や価値観を学び、他者への思いやりを持った表現者を育てたいとの思いから 2008 年度に内閣府の教育特区の許可を受け、2009 年度からは文部科学省教育課程特例校として市内全小学校で国際理解教育と英語教育の 2 つの柱をスタートさせました。

ここで、今年の国際大学修了式での学生代表の言葉を紹介させていただきます。「修了生の皆さん一人一人に呼びかけます。勇気と大胆さを持って自分は世界を平和に変えられると信じ実行していきましょう。世界を変えるための旅路には、いつも国際大学の旗を高く誇らしく振っていきましょう。国際大学は未来のリーダーを輩出し続けられるようにすることが、私たちの責務であります。競争に勝ち抜くのではなく、お互いの違いを認め合い、共生できる世界をつくるのが我々の使命なのです」と力強いメッセージを伝えておりました。それでは市が目指す英語教育のゴールであります。国際大学の学生のように世界平和を掲げ、世界で活躍できる人材を当市から育てたいとの思いがあります。

それでは 3 点目であります。プログラミング教育の現状と課題。現状についてご説明します。現在は中学校の技術科で実施されております。具体的には計測と制御の仕組みを生かしながら、光が当たると動く、温度が何度になるとスイッチが入る等について、どのように命令するとそのように動くかを考えさせ、実際に命令系統を模型等に伝えて実際に動かしてみる授業を行っております。

小学校においては昨年度から学校情報化推進委員会や ICT 支援員と協議しながら、市の標準的な指導指針を策定中であります。具体的にはアメリカのマサチューセッツ工科大学が開発したスクラッチというプログラミング学習用のフリーソフトを活用する予定であります。このプログラムは画面のマスコットが一つ一つの命令で右、左、前などに動いていき、小学生でも命令と動きの関係がわかりやすく理解できる教材であります。今年の 12 月以降、各学校で ICT 支援員 7 名が月 2 回、このスクラッチの講習会を実施しており、実際に先生方に体験してもらっております。今後プログラミングで実際に動く模型等の導入と、小中学校ともタブレット及びパソコンを入れかえて、新しい ICT 環境で学習できるようにする予定であります。

そこで課題であります。小学校のプログラミング教育では、どの学年でどの教科で、どれくらいの時間を使う等が各学校の判断に任されております。市の標準的な指導計画は示そうと思っておりますが、指導計画は各学校で作成します。外国語指導の時数が増加する中で各学校では教科のバランスを考えながら指導計画を立てなければなりません。そこで、大きな課題は適切な指導計画を策定することと、実施するための支援体制の確立が大きな課題となっております。

最後に目指すプログラミング教育のゴールであります。プログラミング教育とは自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組み合わせが必要であり、どのような改善をすればより意図した活動に近づくのかという理論的に考えていく力であります。プ

プログラミング教育の目的は、児童・生徒が考える力、すなわち思考力を身につけることでもあります。そして、プログラミング教育で大切なことは、ものごとを結果から逆算し、順序立てて考え、筋道を整理して実行する力、理論的な思考力を伸ばすことでもあります。

わかりやすく申しますと、目指すプログラミング教育のゴールはプログラミング教育を教育のツールの1つとして活用し、よりよい学校教育を通じてよりよい社会をつくるという目標を共有し、社会と連携協働しながら未来のづくり手となるために必要な資質、能力を児童・生徒が育む、そういう社会に開かれた教育課程の実現であります。それを目指して頑張ってまいりたいというふうに思っております。答弁は以上であります。

○議 長 永井拓三君の一般質問の途中でありますが、昼食のため休憩といたします。再開は1時10分といたします。

[午前11時45分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。一般質問を続行いたします。

[午後1時09分]

○議 長 8番・永井拓三君

○永井拓三君 南魚沼市の英語教育とプログラミング教育について

お昼の休憩を挟んで少し教育長からの答弁を皆さんちょっと忘れてしまっている部分もあるかとは思いますが、メモを取ったとおりに私はちょっと質問していきたいと思うのですが。

1、市の英語教育の現状と課題というところは、人員の配置とか、職員の能力も含めて説明いただいたので、それをもとにちょっと話をさせてもらいたいと思うのですが。AL Tの先生、アシスタント ランゲージ ティーチャーというところだと思うのですが、私はちょっとそこが不思議だと思っているのです。なぜ、ネイティブがアシスタントに回り、ネイティブではない日本人が英語の教育をしているのかというところが少し疑問ですけれども、それはもう制度の問題だからどうにもならないのかと思うのですが、先ほど英語専科教師の先生、あの先生がどこまでうちの市内の中学生、小学生の英語を、今、1人で見られていることになると思うのですが、どれくらい行き届くのか。ちょっとその説明をお願いできますか。

○議 長 教育長。

○教 育 長 南魚沼市の英語教育とプログラミング教育について

国並びに新潟県の英語専科教員の配置については、南魚沼市の後追いだとは私には思っているのです。では具体的に言いますと、英語専科教員というのは、中学校の英語の免許を持っていた先生を小学校に配置して、そして今、ほぼうちのAL Tと同じ業務を城内小学校と六日町中学校でやっているのが現状であります。だから、どうなのでしょう。今後、県や国がそういう教員を増やしながらこの英語の教科化に向けて対応していくのかどうかについては疑問ではありますが、より力を入れてもらいたいというような要望をしていますが、どちらかと言うと、やはり南魚沼市のほうが先を行っているというか、国も県もそれについてこられて

いないという状況であります。ということで、英語専科教員のやっていることは同じようなことを2つの学校でやっているということでもあります。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 南魚沼市の英語教育とプログラミング教育について

わかりました。とにかく日本全国、上は北海道から南は沖縄まで、1つの国で同じ教育をしているというのが今の現状だとは思いますが、教育こそ独自性をやはり持たせなければいけないというふうに思っていますし、南魚沼が——これはちょっと1番と2番がゴールの話しながら現状を改善していかなければいけないと思うので、ゴールの話も少しさせてもらいますけれども——先ほどの答弁だと国際理解が確実なゴールだということだとは思っています。となると、英語というのは何なのかという話になる。それは何のために英語を勉強するのか。

文部科学省が学生にアンケートをとってみると、高校の勉強で必要だからとか、中学の勉強で必要だからという回答が50%以上を超えるのがほとんどの回答で、コミュニケーションツールとしての理解をしていないのですね、習っているほうが。でも、私たちが目指すべきところは国際理解なわけで、つまり英語というのコミュニケーションツールであるということなのであれば、学習のための必要条件ということではなくて、国際理解を深めるためのコミュニケーションツールだと。だとしたら、ALTの先生がもっともっと、Aの部分を取ってしまえばいいのではないのかと。アシスタントである必要はないというふうに私は思うのですけれども。南魚沼は今後独自の英語教育、国際大学があるからこういうことができる。先ほど大きな成果が出ているということを言われたのですけれども、大きな成果というのは何なのか。そこも含めて、独自性はとれないのですか。

○議 長 教育長。

○教育長 南魚沼市の英語教育とプログラミング教育について

やはり国があって県があった中で、どうしても文部科学省主導でいくと、ALTのAの部分が取れない現状であります。ただ、そういう中でより主体性を持ちながらやっていきたいと思っていますが、制約があるということだけのご理解願いたいのと、この間、全国教育長会議で富山へ行ってまいりました。今、どこも英語の教科化であたふたしております。わかりやすく説明すると、さっき永井議員が言われましたように、うちの目指すのは国際理解、世界平和であります。私は前の教育長がものすごく立派で尊敬しているわけですが、うちがこの内閣府に教育特区ということで特区申請をして、日本で初めてスタートをしたわけですが、このとき、うちの前教育長は英語特区ではないのだと。うちには国際大学という、今、世界で紛争が起きている中、学生たちは世界平和を願いながら勉強しているのだと。そして、たまたまその共通語が英語でやっている。その国際大学に学んで、国際理解と英語を使っていきたいというのが、うちの理念であります。だから、前回の教育長会議で行ったとき、ほぼどの自治体も英語に力を入れるだとか、競争に勝ち抜くだとかという発想でありましたもので、その面からすると南魚沼市の前教育長のつくった理念はすばらしいものであると。

それを引き継いでまいりたいというふうに思っております。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 南魚沼市の英語教育とプログラミング教育について

英語特区ではないと。国際理解を深めるための特区なのだとこのところであればあるほど、私たちはより独自性の高い英語教育をしなければいけないというふうに感じるのですけれども。かつて私も半分笑い話で半分身内のあれで話しましたが、私の母親は英文科大学を卒業しているのですけれども、全くしゃべれないわけですね。うちには2年間外国人が留学しているのを受け入れていて、父親が肉離れをしたときに、うちの母親はなぜか知りませんが、「ミート グッド バイ」という謎のことを言ったのですけれども、そうしたら外国人はうちの父親は肉を食べるのをやめたのかと思ったのですね。でも、ふたをあけてみたら夕食から肉を食べているわけですよ。さっきの「ミート グッド バイ」は何だったの、という話になり、実は肉離れだったというそういう笑い話で、私たちのコミュニケーションが成り立っていき、母親も英語を話すということが壁にならなくなってきたところから、私はちょっと英語教育というのは何なのかというのを最近見直しているところなのです。では、南魚沼は英語で特区であると。特区でできることとできないことはきっとあると思います。先ほど制約がある中でいろいろやっていると。国際大学があるという中で、国際大学との協力というの、うちの市は常に何かの課題として必ず出てくる文言ですけれども、今後、南魚沼として国際大学とどのような方法で英語特区も含めたかかわり合い方をしていくのか。その点ご説明いただけますか。

○議 長 教育長。

○教育長 南魚沼市の英語教育とプログラミング教育について

1つの例を挙げますと、この間、国際大学フェスティバルで行われたおにぎりフェスティバルであります。それは教育委員会が主体的に窓口になっているというよりは、産業振興部の農林課が主体で行ったおにぎりフェスティバルであります。というように、教育という切り口以外、いろいろな考えを持ちながら、我々はこの南魚沼市、林市長をトップにこの行政体は柔軟に国際大学とつき合いながら、国際大学から吸収し、国際大学に南魚沼市を学んでもらいたいというふうに思っております。窓口が教育委員会だけではないというふうに思っております。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 南魚沼市の英語教育とプログラミング教育について

学校教育を越えた枠組みの中で交流を深めて国際理解を深めていこうという取り組みはわかりました。そのような方法を、どんどん進めていってもらいたいと思うと同時に、どなたかのフェイスブックか何かで見たのかな、そのおにぎり国際化の会議、ほとんどの人が大卒なわけです。国際化しているのだったらその会議くらい英語でやってもいいのではないかと私は感じてしまうのです。

今後、南魚沼から先ほど言われていたような国際人が輩出できるようにというところを考

えていくと、先ほど1番のところの答弁であったような海外に子供たちを10年間で約350人連れていっているという実績は、極めて重要だと思っています。一方で何をどう学ばせているかということに関しては、まだ改善点はあるのではないかというふうに思っているのですが、高校生ではなくて中学生というところで、まだこの責任の所在ですとか、引率者の手間というところも考えると、深くまでは行けないのかと思うのですけれども。何かニューヨークという話も上がっていたり、今後は場所も変わるということも出てくると思うのですけれども、思い切って、子供たちを鍛えるという発想でその事業を展開していただきたいと思うのです。今後、今までの成果、例えばそこに連れていったからどんな効果があった。例えばその子供たちが社会的に英語を使うような職種に就いているとか、そのような追跡調査はされていますか。

○議 長 教育長。

○教 育 長 南魚沼市の英語教育とプログラミング教育について

詳しい追跡調査ではありませんが、語学系の大学に行き、その後海外に出ているというような数値については、若干ではありますが調べてあります。ただ、中学生の海外派遣1回だけで大きくものは変わらないと思っています。私はその体験をした子供たちが、将来の何らかのきっかけになればそれがそれでよいというか、そのことが大きいことであると思っています。だから中学海外派遣した子であっても、英語ではなくて、中国語だとか、自分の人生の中で方向転換したり、選択ができる、そういう子供たち、大人を育てるのが我々の責務であるというふうに考えています。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 南魚沼市の英語教育とプログラミング教育について

今の答弁を聞いてほっとしました。語学、あくまで言語というのはしよせん言語であって、2歳の子供がしゃべる、うにゃうにゃした言葉も言語ですし、私たちが今扱っているのも言語です。言語というものがどれだけ重要なコミュニケーションツールかということ、本当に理解できるような教育こそ、南魚沼が今後取っていくべき方向性ではないかというふうに思った中で、子供たちは学校に行くということ、毎日のルーティンになっているわけですよ。何かちょっと言い方が悪いかもしれないですけども、私はみずからの子供を育てるというところの中で、やはり鍛えるというキーワードを大事にしたいというふうに思っている。それはみずからの子供だけではなくて、市内の子供たちみんなに思うことですけれども、例えば私はこういう環境で英語をずっと学んでいたというのは、小学校のころから全く日本語をしゃべってくれない英語教師、外国人がいて、中学にもいて、高校など7割くらいが日本語を使わない英語教育で、与えられるのは英和辞典ではなくて英英辞典だった中で、やっと英語を使って仕事をするということにたどり着いているのです。だから、英語を学ばせればそれが仕事になるとは限らなくて、英語を使った仕事というのがこれからこれだけあるのだよという将来を見せるような、そういう教育というのはされているのですか。

○議 長 教育長。

## ○教 育 長 南魚沼市の英語教育とプログラミング教育について

残念ながらそこまで幅の広い対応はしておりませんが、今ほど永井議員の話を聞きながら、やはり幅の広い対応を取っていくような検討をしてみたいというふうに思っております。ただ、言いわけではありませんが、新学習指導要領の改訂に伴い、これだけ教師が多忙化ということは、子供も多忙化でありますから、この多忙化ではない、子供たちが目を輝かせながら興味を持って勉強をできるように、やはり教育委員会が先頭になりながら、あの手、この手で工夫しながら取り組んでみたいというふうに思っています。まだまだその辺が足りないと思っておりますもので、頑張ってみたいというふうに思っています。

○議 長 8番・永井拓三君。

## ○永井拓三君 南魚沼市の英語教育とプログラミング教育について

けさも、我が家の息子は中間テストだということで、何か英語の教科書をめくりながら朝食をとっていましたが、見せろと言って見たら、「ドゥー ユー ハヴ ア ペン」などという何かすごい文章で英語を教えているのだなと思っていて、私たちの言語で言ったら、「拙者永井拓三でござる」くらいの、誰が使っているのだろうというような。でも、そこから始めなければいけない。それなのかなんていう話をしていたら、妻に言語の一撃をくらいまして、それが今の教育なのだから、あなたは黙っていなさい、くらいのことを言われて、もう私は撃沈したところなのですけれども。

今、教育長が言われていた、子供たちが目をキラキラさせながら何かを学ぶということこそ本当に重要だと思っておりますし、それが恐らく3番のプログラミング教育のところにつながるのではないかと思いますので、1、2番については納得いたしました。今後とも英語教育、南魚沼らしい方法で進めていってもらいたいというふうに思うのです。

プログラミング教育、とても重要なものとして今、位置づけされています。これから、さまざまな分野に対してITが進んでいって、プログラミングは何なのか。先ほど教育長の答弁の中でものごくすばらしいと思ったのは、「論理の構築」という言葉が入っていたのですね。論理の構築をプログラミングでしていくのであれば、これはいわゆるタブレットとかは使わないで、紙でできる論理構築があると思うのですけれども、それはプログラミング教育の中に組み込まれているのですか。

○議 長 教育長。

## ○教 育 長 南魚沼市の英語教育とプログラミング教育について

先ほど説明しましたように、文部科学省、国主導の中で、我々もあたふたしながらこれに対応しているわけですから、タブレットだとかパソコンだけということではないと私は考えております。私はプログラミング教育の中で一番わかりやすいのでここまで見てきたのは、永井さんが図書館でやっている、雪はなぜ白いのかというような組み立てのやり方。あそこで子供たちが目を輝かせながらやるあの方法。そして、私は一番わかりやすいのは、子供たちが親任せにしていた料理を一緒につくるというときに、私も東京から孫が来るわけですが、その自分で料理をあの手、この手でつくりあげて、プログラムを組んだり、組み立



てていくというあの楽しさは、何もパソコンだとかタブレットがなくても十分できることでありますから、パソコン、タブレットも活用しますが、そうでないプログラミング教育を目指してまいりたいというふうに思っております。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 南魚沼市の英語教育とプログラミング教育について

ものすごくわかりやすい答弁いただきまして、私も常々感ずるところではあるのですけれども、小学生から中学生になって算数が数学になっていくわけですけれども、数学とは何なのかという話になったり、うちの子供などもう今、反抗期真っ盛りなので、三角形の合同など何で勉強するのかの意味が全然わからないと言うわけです。それは三角形の合同が云々という話ではなくて、要はものごとには論理があって、結論を導くためのプロセスというものを学ばせるために数学だったと思うのです。それが段々いろいろなことになっていって、わかりにくい状態になってきたところにプログラミング教育が出てきた。

プログラミング。先ほど料理を題材にお話されていて、カレーをつくるために何を用意して、どう切って、どれくらい水を入れて、煮たてて、ルーを入れてという、このプロセスをプログラミング教育の一部だとしているのであれば、これこそ重要であって、IT化を推し進めるということであったり、タブレットを導入するというのが本質ではないと思うのです。

ちょっとプログラミング教育の内訳を説明いただきたいのですけれども、いわゆるタブレットを使った教育が何割くらい——概算で結構です。何割くらいを占めていて、論理の構築というものを推し進めるのにどれくらいの割合の時間を割いているのかとか、大雑把で結構ですので教えてもらえますか。

○議 長 教育長。

○教育長 南魚沼市の英語教育とプログラミング教育について

1回目の答弁で答弁しましたように、現状については中学校の技術科で実施しているのみであります。今後、小学校で今ほど言われた形のプログラミング教育をどう進めるかというのは検討中でありますから、今ほどのご質問に残念ながら具体的に答えられない状況ではありますが、今ほどの要点を重要視しながら今年度検討し、来年度からの小学校のプログラミング教育、情報機器だけを使うのではなく、違うものも含めて、私は理科や数学だけではなくて、音楽だとかいろいろの教科でプログラミング的思考を使えるような教育現場にしてまいりたい。そのことによって目が輝く子供たちをいっぱいつくってまいりたいというふうに思っております。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 南魚沼市の英語教育とプログラミング教育について

わかりました。本当に教育に関しては、子供たちにとっては毎日のことですし、人生の今の段階では3分の1を学校で過ごしているわけですから、学校はぜひ、楽しいものであってもらいたい。学校は行きたいところであってもらいたい。学校に行けば自分たちが何かしら

の方法で輝ける、走ってもいい、勉強でもいい、何でもいい。そういう教育現場を築き上げてもらうということを期待しまして、一般質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議 長 以上で永井拓三君の一般質問を終わります。

○議 長 質問順位4番、議席番号4番・吉田光利君。

○吉田光利君 皆さんお疲れさまでございます。傍聴の皆様におかれましてはお忙しい中お越しいただきまして、大変ありがとうございます。きのう、五十沢の開発センターの移転引っ越しの記念行事がありました。教育長にも出席いただいたのですが、子供さんからお年寄りまで大勢の皆さんが参加して盛り上がりました。メインはやはり餅まきでした。非常に喜んでくれたのですが、私は餅をまくほうでしたのですが、教育長とまくのも楽しいね、これは毎日やってもいいねというくらい盛り上がったのです。実は5月12日の日だったのですが、日曜日でした。この開発センターの引っ越しの作業があったわけですが、なぜか私に気がつかったのかどうか、私には声がかかりませんでした。私はうわさを聞きまして引っ越しに参加したのです。そうしたら、何と市役所の職員も協力していただいたのですが、50名を超える大勢の皆さんがボランティアで出席していました。

この地域の和合のよさと盛り上がりの強さには、びっくりしたし、うれしかったです。非常にいい汗をかいた1日だったと思うと同時に、やはりこの移転事業は必ず成功するというふうに確信したところでございます。まずいい話でございます。それでは本題に入りたいと思いますが。

## 1 公共施設等総合管理計画について

大項目の1、公共施設等総合管理計画について質問させていただきます。南魚沼市は合併前、昭和50年代から平成の初頭にかけて拡大する行政需要や住民ニーズの高まりにより、多くの公共施設を建設してきました。平成の大合併により新生南魚沼市が平成17年に誕生し、少子高齢化と人口減少が進む環境下、南魚沼市の公共施設は合併により一部機能が重複し、また老朽化により更新時期を迎えています。施設を有効的に活用し、多様化するニーズに応えるためにも、財政健全化のためにも、計画的な更新、統廃合、長寿命化を図ることが必要であります。将来的な財源負担を軽減、平準化するとともに最適な配置が重要であると考えます。長期的な視点を持って平成29年に策定された公共施設等総合管理計画は、細部にわたり適正であると思います。大いに評価されるものと考えます。そこで、以下について市長にお伺いいたします。

1、合併に伴う公共施設の機能重複及び分配配置の検討は、いつ、どのように進められるのか。

2、統合や廃止による総量縮減率最終削減目標15%では、将来財政負担を考えると目標が低いのではないかと思うがどうか。

3、具体的な売却、譲与、除却対象施設が計画に示されているが、進捗はどうか。

4、遊休施設財産の売却について、無償もしくはお金を払って引き取りを探すマイナス入

私方法も必要と思うが、どうか。以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議 長 吉田光利君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、吉田議員のご質問に答えてまいります。

### 1 公共施設等総合管理計画について

公共施設等総合管理計画であります。1点目のこの機能重複及び分配配置の検討を、いつ、どのように進めるのかということであります。南魚沼市では合併に伴いまして、旧3つの町の単位で機能の重複する施設というのが、これはどうしても必然であります。発生しました。組織機構の改編なども含めまして、重複解消に努めてきたという経緯であります。これまで塩沢庁舎の空きスペース、一番最初に取り組んだことではないかと思いますが、この塩沢庁舎の空きスペース部分、ここの民間事業者への貸し出しを皮切りに、大和庁舎ではグローバルITパーク、またはサテライトオフィスとしての活用をはじめ、学校教育課が市民会館に移動しました昨年からの空きスペースとなっております部分には、民間事業者への貸し出しなど、コンパクトな行政組織への移行に合わせて、空き施設を有効活用しているというふうに考えております。今後も機能重複の解消、また適正な配置について努めてまいりたいと思います。

現在、今ほど議員からお話がありました、平成29年3月、私が就任して4か月目のところではありますが、公共施設等総合管理計画——ウェブ上でもう公開されておりますので、ご存じだと思いますが——各施設の具体的な維持管理や更新の方針などを定めます、個別施設計画の策定に向けた準備を現在進めているところであります。個別施設計画策定の前提となる施設の今の状態、現況を明らかにした施設カルテ、これはここにちょっと抜粋があるのですが、一つ一つの施設について3ページずつに上げまして、これは全300施設掛ける300、この大変厚いものになります。これはちょっと一部です。この施設カルテについては既に市のウェブサイトでも公開しておりますので、ごらんをいただきたい。

次のステップですが、施設の利用状況や維持、更新の経費などを考慮した上で、カルテにもいろいろなことが書き込まれていて、これらを考慮して、施設の機能また配置の統合を含めて、施設面積の15%を削減していこうと、これに向けた具体的な方針を作成していくこととなります。現在はその準備として各施設の今後の方向性など、これらを担当部署で検討しているという段階であります。その検討の結果を集約して、庁内で調整を図ることとしておりますので、よろしく申し上げます。

2つ目の統合・廃止による削減の目標15%。これは将来の財政負担を考えると目標が低いとのご指摘であります。施設の削減目標である15%というのは、延床面積にするとおよそ4万7,500平米となりまして、面積で比較をしますと、この市役所本庁舎の延床面積のおよそ11倍。市内全ての中学校校舎及び体育館の延床面積の合計に相当するというものであります。削減目標を達成するためには、これを考えただけでも、大幅な施設の見直しと大胆な削減が必要であると考えています。

時代に合いました市民サービスを持続的に提供していくというためには、本当に必要な行政サービスを見極めて、無駄を省きながら健全な財政基盤をつくっていく必要があります。15%の削減目標については財政計画の将来推計に基づいて、今後の投資的経費の想定と整合を図り策定をしたものであります。将来も持続可能な行財政運営を目指すという上では、最小限の削減面積と考えているところであります。可能な限り目標を上回る施設の削減を目指すとともに、今後さまざまな状況の変化というものがあると思います。必要に応じた見直しを図ってまいりたいと考えております。

恐らくは、我々が過去想像したことのない、多分、世界も想像したことのない超高齢化社会、そして、さまざまなデータが出ていますが、我々の多分想像し得ないところもあると思います。これらも含めて、それらも見越しながらやっていくということになりますので、15%でいいわけではなく、さまざまにやはり考えていかなければいけないのではないのかと思っております。

具体的なその売却、譲与、それから除却対象施設が計画に示されているけれども、進捗はどうだということであります。先ほど申し上げたとおり、現在それぞれの施設の担当部署でこれらについて見直しを含めて今後の検討をしております。そういう段階であります。一方で計画の策定に前後しまして統廃合などの方針が決まった施設、これは個別に検討を進めています。例えば、大巻地区の小学校を統合するに当たりまして、旧大巻中学校の校舎を改修した。そして新たにおおまき小学校として活用しています。これと同時に廃校となった旧五日町小学校、そして旧大巻小学校については、校舎、またその敷地、この活用方法の検討に当たり、庁内の検討はもとよりであります。地域の皆さんとの意見交換、また具体的な協議を行ってきておりまして、この一定の方針を定めて合意形成を図ってきているということです。

こういうように、個別の検討によって方向性が出た施設については売却、または貸し付け、これらを行う場合、財産処分に関する条例の規定によりまして、あるいは予算措置が必要となる段階、こういうものも出てくるかと思えます。改めてご説明を皆さんに申し上げ、協議も進めていきたいと思っております。

4番目のこのマイナス入札方式も必要だと思うがということでもあります。釈迦に説法でありますけれども、地方自治法では公有財産については、条例または議会の議決による場合でなければ適正な対価なくしてこれを譲渡してはならないというふうに定められています。このために売却する方針とした施設については、まずは適正価格を積算して、予定価格を定めて入札を行うということが基本中の基本だと思っております。ただし、公共施設として利用する予定がなくて、取り壊すことが相当だとみなされる施設については、解体費を含めて積算をして、土地の適正価格と考えた場合、その結果がゼロ円未満になるという可能性は当然あるわけです。この場合には既にほかの自治体でも実施をしております。例えば深谷が有名になりました。深谷市、埼玉県ですね。施設を取り壊した後の利用状況というのを指定するなどして、市の政策の面からも有利と判断できる場合には施設の状態、または立地条件に

もよるかと思えますけれども、マイナス入札という形もあり得ると考えております。いずれにしても利用していない財産の有効な利活用というのを図っていくという観点から、手法を限定するというのではなくて、柔軟に対応していくというのが考えられることであろうと考えているところであります。以上であります。

○議 長 4番・吉田光利君。

○吉田光利君 1 公共施設等総合管理計画について

この計画そのものが非常に細部にわたりまして示されているので、私も十分理解していますし、また今ほど詳しく説明いただきましたので、安心したところでございます。その中で、1番の内容では、機能重複及び分配配置の検討をいつどのように進められるのかと。この内容、プランそのものは私は非常にいいと思うのですが、その進め方というか、その辺を、お話が今あったかもしれませんが、僕は大変大きな問題ですから、それなりの庁内でプロジェクトなりつくって、定期的な奇数月にやるとか毎月やるとか、半期に1回検討会をやるとか、見直し会をやるとかというルールづけが必要ではないかと。30年にわたる計画ですから。そういったことが必要ではないかと。決して行き当たりばったりとは思いません。非常に細部にわたった内容で予算組みをしていると思います。その進め方について、いま一度ちょっとお聞かせいただければと思いますが。

○議 長 市長。

○市 長 1 公共施設等総合管理計画について

ご指摘をいただきました庁内プロジェクト的なものを立ち上げろというご提言だと思うのです。公共施設の方針のみを検討するという、それのみを検討するというプロジェクトの立ち上げは、現在のところ考えておりませんが、現在、我々市役所庁内には副市長をトップとする主要事業検討会議というのがあります。これは非常に数、行われている会議になります。これは構成員は、全部長、それから市民センター長、企画政策課長、総務課長、財政課長、U&Iときめき課長の計16名で構成されています。当然その中では私どももいろいろ意見交換をしながらやっています。私は入っておりませんが、そういう会議があります。これが組織されておりますので、そこで、この施設の今後の方針を網羅的に検討させてもらったり、それをもってまた庁内の調整、最終的には意思決定、ここまでは持っていけるというふうに考えておりますので、議員のおっしゃるその趣旨は、ここで果たせるものと考えております。

○議 長 4番・吉田光利君。

○吉田光利君 1 公共施設等総合管理計画について

わかりました。その展開について理解できました。

もう一つは、ちょっと細部の内容になりますけれども、いろいろな施設があります。重複施設というものがあると思うのですが、具体的に言いますと、文化施設というのが、公民館があり、公会堂があり、市民会館があり、いろいろな施設があると思うのです。これはやはり3町の合併ですからいろいろなしらがみが出ると思います。それとやはり地域の環境の地域性もあると思います。一概にどうのこうのとは言えないと思いますが、いざ今言ったよう

な形で決められたなら、やはりトップとして、市長としてぶれない強い決意というか信念が必要と思うのです。集約とかそういったことが発生した場合、決められたときには、それなりのトップの覚悟が非常に大事かと思いますが、その辺の決意のほどをちょっと聞かせていただければと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 公共施設等総合管理計画について

市の考え方でなかなか強引に進められないところもあるかと思いますが、しかし、冒頭、最初の答弁で申し上げたとおり、誰も読めないような世の中がこれから出現することだろうと私は思っているのです。そう思っているので市長をやっているのです。どこかそういうところがあるのです。これは勇気を持ってやるということになると思います。必ず批判されると思います。批判は覚悟の上で、しかし、将来の部分はどうするか。

私も議員を経験しておりましたので、議員のときは、今もそうですけれども、要望が多いわけです、はっきり言って。ここの道を新しくつくりたい、この水路は直したい。当たり前ですね。そこだけを言っているのではないので誤解しないでもらいたいのだけれども、そういうことをずっと続けていく果ては、多分、これから我々が選択しなければいけない、批判を恐れずに、ここの部分はやはりまとめていくのだとか、そういうことになるかと思うのです。そこに果たすべき使命があるような気がしていつも思っています。

これは誤解をされたら困るのだけれども、例えば、学校がいっぱいできていった。今、既に学校が少なくなり始めました。プールの問題等もあります。学校の教員の多忙化の問題があります。個々、個別に話をしていると、自分としては全く見えません。しかし、この多忙化の問題を解決するために、例えば、全部の学校にこれまであったような、プールが本当にいるのかとか、それよりも専門性を持った、きちんとしたものが市内に幾つ要するのか。例えば1か所でいいのか。2か所なのか、3か所なのか。そして、そこにきちんとした指導員がいれば、そのほうがよほど質が上がるのではないとか、というようなことも含めて、いろいろなことを、これからやっていかなければならないと思います。覚悟というか、覚悟といえ、私は批判を恐れずにやはりやっていく姿勢だというふうに思っています。

○議 長 4番・吉田光利君。

○吉田光利君 1 公共施設等総合管理計画について

市長の決意はわかりました。次に15%の件でちょっと確認させていただきたいのですが、非常に15%というのは面積にするとすごい数字だというのは理解しています。その中でやはり人口減というのはもう避けられないと思うのです。それは緩やかにするとか、どこかで歯止めをすとかというのはあるのですけれども、今の状況では少子化、人口減問題というのは、ある程度は致し方ないというのを受け止めなければいけないと思っているのです。20年後は4万七、八千人になるというような推計のデータがありますけれども、その中身を見ますと、老年人口、65歳の人口というのはそんなに減ってなくて横ばい。問題はやはり生産人口が減るのです。2割、3割と減ってしまうのです。それが大きく影響しているのです。

けれども、そうするとやはり扶助費だとかかかるほうの年層が増えて、実際に収入、住民税等税金を納める側の生産人口というのは減るわけです。そうすると何か人口減のトータルの数字と今の面積の15%の数字だけではなく、そういったところに目を配らせると、なかなか15%というのは財政的には厳しいのかなという私の見解だったのですが。当然、専門家ですから、その辺も網羅して15%の削減計画をつくっているとは思いますが、先ほど市長のほうから臨機応変にその時代の流れで柔軟に考えるというお話があったので、別に問題ないと思うのですが、ぜひとも胸においていただければというふうに思います。

次に具体的な売却、譲与、除却対象施設の進捗はどうかという話をしましたけれども、いろいろ詳しく説明いただきましたが、こういう具体的な発信というのはどういう手段で、どういう方法でやっていらっしゃるのかご答弁いただければと思いますが。

○議長 市長。

○市長 1 公共施設等総合管理計画について

実際は、基本的には市のウェブサイト、それから広報誌等かと思います。これも、市や地域では利用しないという方針が出たものについて、その都度売却や譲渡という形で募集する。そのときにこういう手段をとりたいと。公平性、透明性を担保した上でよりよい条件で売却するようにしたいということであります。よろしくお願いします。

○議長 長 4番・吉田光利君。

○吉田光利君 1 公共施設等総合管理計画について

理解しました。わかりました。

次にマイナス入札方法の件ですが、今ほど市長のほうからお話がありましたけれども、この4月17日の日経新聞に掲載されておりました、埼玉県深谷市の件ですね。廃校の体育館を土地つきでマイナス入札したという話でございまして、795万円というのが大々的に報道されておりました。しかしながら、それによって引き取り手が出まして、結果的には固定資産税が入って、ペイされて、見通し的によくなったという話がありました。ああ、なるほどと僕は思いましたし、市も当然その辺は情報として持っていらっしゃるって、そういった検討もされていると思いますが、全く乱暴な言い方をしますけれども、例えば、今回、五十沢の開発センターが移転されました。それは今回の予算にも示されていますけれども、多分3,540万円の除却費用がかかると思うのです。処分費用がかかると思うのですが、乱暴な言い方ですよ。3,540万円を3分の1、1,000万円をつけるから引き取り手はいないかということがあった場合に、最終的に回収ができるという見通しがあれば、考えるだけでもちょっと何かいい話ではないかという感じがしたので。

ただ、いろいろな問題があるのはわかります。その信頼の問題とか、いろいろな建物の信用度だとか、いろいろあるかと思いますが、それと実際に引き取り手のこれからの将来にわたっての安全性というか、そういうのもあるかと思いますが、そういったことも柔軟に考える余地というか、検討の余地を持つべきではないかというふうに思ったのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 公共施設等総合管理計画について

ありがとうございます。深谷市さんは我々と友好都市でありまして、市長はよく存じ上げております。あともう一例あるのですよね。北海道の室蘭市の旧総合福祉センター、この2か所が今、やられましたね、一步出ましたね、みたいなどころを感じるわけですね。この深谷市さんの場合は、非常に実施に至るまでの制度設計については特に苦労したということでお聞きしておりますが、先行事例ができたということで、今後、全国でこのような広がりを見せる可能性も十分考えられるのではないかと思います。

先ほどの繰り返しになりますけれども、先ほど言ったように、建物が有効に活用される、一般競争入札による売却の形が理想であることは間違いのないわけですが、通常の入札で応札者があられもないような条件の悪い施設というのは、これから出てくることもあります。その場合には負の資産として私どもが持ち続けるというよりも、一時的な負担が出たとしてもマイナス入札という形での方法で施設を処分するということは、有効な手段だと我々は考えておまして、こういったことも考えから排除せずに柔軟に対応してまいりたい。ちょっと繰り返しの答弁で申しわけありません……（何事か叫ぶ者あり）そうですね。

いずれにしても、マイナス入札という場合には、市民の税金を投入するということになるために、やはり慎重な判断が必要だということも当然のことでもありますので、つけ加えさせていただきます。市民、そしてまずは議会の皆さん、ご理解が得られるような仕組みを検討する必要があると思っておりますが、考え方に固執をせずに、柔軟にやっていくということが姿勢かと思えます。

○議 長 4番・吉田光利君。

○吉田光利君 1 公共施設等総合管理計画について

柔軟に考えてというお話をいただきまして、非常にいいなというふう感じたところでございます。これは30年計画でありますから、30年にわたって最終的には15%、10年で11%ですか。そういった形の段階的に削減目標が出ているわけですが、やはり当然含みにおいて、専門、財政のほうでは進めていると思っておりますが、極端な話、20年、30年後にいきなり15%というのは無理な話なので、一つ一つ長期戦でもって計画的に進めないと、もう30年、20年先と言っても、もう3年たつわけですから、先送りの計画ではなくて、やはり先手を打つ取り組みということをご心得ているとは思いますが、ぜひ、肝に銘じて、取り組んでいただきたいというふうに思っております。

2 教育委員会・学校教育課移転について

ということで第1項目終わりました、第2項目のほうを進めさせていただきます。第2項目では、教育委員会・学校教育課移転について。学校教育と社会教育の一体的な体制づくりにより、昨年6月補正予算にて市民会館の大規模改修工事が行われ、旧図書館の空きスペースに移転が実施されました。これは市長の英断であり、効果的な業務体制の構築及び大きな財政的効果が期待されます。そこで以下にお伺いいたします。



1、学校教育と社会教育の一体的な体制づくりの進捗はどうか。2、効率的・効果的な実務遂行と財政的効果の手応えはどうか。以上、質問させていただきます。

○議 長 市長。

○市 長 2 教育委員会・学校教育課移転について

吉田議員の2つ目の大項目の教育委員会、学校教育課の移転について。当初、大項目のところだけ見ると私の答弁のほうがいいのかと思ったのですが、よくよく中身を見ますと、これは現場である教育部のほうだと思いましたが、教育長から答えてもらうことにします。よろしくお願いします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 2 教育委員会・学校教育課移転について

それでは、吉田議員の一般質問、教育委員会、学校教育課の移転についてお答えいたします。

1点目であります。学校教育と社会教育、社会教育課と生涯スポーツ課の2課の一体的な体制づくりの進捗はどうかについてお答えします。学校教育課の移転により、これまでは別々だった月1回の朝礼は合同で実施できるなど、職員の意思統一は各段にアップしたと考えております。また、各種の会議を市民会館で開催することが増え、社会教育課や生涯スポーツ課の職員が——このところが大事なのですが——教職員と会う機会が増えました。わずかな時間であってもコミュニケーションの機会が増え、顔と名前が一致していることは、市職員や教職員にとって連帯感の醸成と業務の円滑化に寄与するものと感じております。大きな成果につながっていると思っております。

2点目であります。効率・効果的な実務遂行と財政効果の手応えはどうかについてお答えします。毎月開催される教育委員会や教育委員会事務局内部の調整会議、さまざまな会合は会議が市民会館にほぼ一本化され、職員の移動時間や公用車の使用は大きく削減できたと考えております。これはご指摘のとおり、本庁舎への移動についても同じであります。この効果は塩沢地域や六日町地域の教職員にとっても同様ですが、大和地域の教職員には逆の効果となります。このことは一般市民にも同じことが言えますが、職員の印象では学校教育課を訪問する市民の数が増えているとのことであります。市民が利用しやすくなったのであれば、それが最大の効果であると考えております。あわせて組織としての素早い意思決定や協力体制の強化については先に答弁したとおり、お金には換算できない効果をもたらしております。

さて、職員の移動時間が減少したことは間違いありませんが、そのことで超過勤務が縮減されたのかと問われますと、お答えに窮してしまいます。昨年度は学校へのエアコン設置事業が発生するなどして、学校教育課の超過勤務時間は平成29年度より増えております。この検証についてはもう少しお時間をちょうだいしたいと考えております。ただ、エアコン設置については担当職員の頑張りにより、当初6月末設置が6月10日には全校で使用可能となっております。全国的にも早い対応であったと。担当職員の頑張りを皆さんに報告させていただきます。

また、これまで学校教育課が使用していた大和庁舎の2階部分については、先ほど市長も言われましたように、民間企業と賃貸借契約を結び、有効活用を図るほうで進んでおります。

学校教育課の移転により市民会館駐車場の混雑化と会議室の減少が懸念されておりましたが、特に確定申告期間は市民会館の駐車場が込み合うことから周辺の民間施設をお借りして学校教育課職員の車を駐車させていただきました。少雪だったこともあり、今回の冬についてはトラブルが発生せずに経過しております。

会議室につきましては、市民会館の多目的ホールや中央公民館の講座室などを活用しております。校長会や教頭会、大勢が集まる会議は多目的ホールの利用が少ない午前中などに開催し、工夫をしております。なるべく市民の利用に影響が出ないようにと配慮を行っております。これまでの間は心配していたほどの影響は出ておらず、大きなメリットに比べ、デメリットはわずかであったと判断しております。以上で答弁は終わります。

○議 長 4番・吉田光利君。

○吉田光利君 2 教育委員会・学校教育課移転について

まだ1年経過していない段階ですので、途中の内容だと思いますが、今、答弁聞かせていただく中で非常にメリットが大きいと。特に教職員、あるいは職員のコミュニケーションその辺がかなり取れてきているというお話と、移動の具体的な有形効果と言いますかね、経費の面でもかなり違ってきているのかなという気がしますので、1年集計したところでそういったものをまとめていただければ非常にわかりやすいかと思えますし、また水平展開もできるのかと。機構改革の一環でできるのかなというふうに思います。

この機構改革の今回の統合というのか、移転と言いますかは、素晴らしいことだというふうに私は思っているのですが、今、教育長さんのお話の中で、市民会館側から何か目を当てた効果、メリットが出ているわけですが、ぜひとも市長のほうから、その機構ですか、そのメリット的なものは本庁舎側から見てどんな感じか、市長のご見解をちょっとお伺いしたいのですが。

○議 長 市長。

○市 長 2 教育委員会・学校教育課移転について

今まさに教育長が答弁をしたそういう効果が必ずあるはずだと。そして、2つに分散されていた、社会教育課と生涯スポーツ課と、学校教育課が別々のところにあると。あつてはならないと思えますし、今まで判こをもらいにわざわざ大和の庁舎まで行っていたわけですから——ですよ。そういうことはだめだというふうに思っていましたし、それ以上の、また市民の皆さんが足を運ぶ、または顔が見えるような関係にどンドンなってくると。同じ教育部といっても生涯スポーツ課とまた、社会教育課とがあるわけだから、それが学校教育課のところにも所属をされているだろう、関係している教職員の皆さんの顔もわかるというふうになるということになると、非常にいい効果が大きいのだろうと思います。意思決定はやはり1か所なるべくやるのが大事だと。自分がこういう立場になって余計に感じるころでありますけれども、そんなふうになっているところですよ。よかったのではないかと思います。

○議 長 4番・吉田光利君。

○吉田光利君 2 教育委員会・学校教育課移転について

教育長、市長から非常に今回の移転については、今のところ非常に有効的だったと、効果的だったというお話をいただきました。ぜひとも機構改革のいいモデル、例として今後の行政の推進に水平展開をお願いいたしまして、期待いたしまして私の質問を終わります。

○議 長 以上で吉田光利君の一般質問を終わります。

○議 長 質問順位5番、議席番号13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 発言を許されましたので、通告に従い一般質問を行います。今回は3つの項目をお願いいたしたいと思います。

### 1 市政運営について

まず第1に市政運営についてであります。市長は就任2年半が経過いたしました。市民から託された期間は4年であります。残された任期は1年半になりました。再選への構想を温める時期と思いますが、総括と抱負の一端を伺います。

次に(2)であります。財政再建が喫緊の課題と考えます。10月には消費税が10%に増税されるが、景気回復が見られない中での増税は、税収の落ち込みが懸念されます。各種事業の遂行、財政再建にどのように影響があると考えているか所見を伺うものであります。以上、壇上での質問であります。

○議 長 岡村雅夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、岡村議員のご質問に答えてまいります。

### 1 市政運営について

市政運営について。市長就任から2年半が経過しました。私はよく職員の前でも、あまり言い過ぎるなどと言われることもあるのですけれども、あと任期の残りはどのくらいですという話は常にします。再選への構想を温める時期と思うと、岡村さんはそう言われていますが、総括と抱負の一端。選挙によって私が市民の皆さんから託された市長の任期は4年間、当たり前であります。現時点で再選への構想を温めるなどということは全くあり得ません。市政を少しずつでも前に進めていくということが自分の使命だと思っておりますので、それを日々全うしたいと思っております。

私は南魚沼市を若者が帰ってこられる、住み続けられるふるさとにしたいという思いから、市長に立候補させていただきまして、就任後はここまで全力で取り組んでまいっていると自分では思っています。まだまだ道半ばの政策、また課題が山積しております。加えて日々新たな課題が、私の思いとしてはまさに出現し続けている。毎回、そういうことがどんどん出てきているというような状態に置かれていると自分は考えておまして、現時点で、これを総括するなどということを考えるいとまありませんし、また、するつもりもございません。

福沢諭吉の「学問のすゝめ」にあるとおり、「進まざるものは必ず退き、退かざるものは必ず進む」という思いで、立ち止まることもなく、私が先頭に立って市政を前に進めていくと

いう気持ちを常にこれは自分を鼓舞しながら持ち続けて、今後も市政運営に当たってまいりたいと考えております。任期4年間、これで何を行い、何が実現して南魚沼市がどのようによくなったのか。またはそうでなかったか。これらは市民の皆さん一人一人がご判断いただくということでもありますので、それをしたいと思っているところであります。

次に財政の話であります。財政再建が喫緊の課題。そうかなというふうにも思っているのですけれども、10月に消費税が10%に増税をされると。税収の落ち込みが非常に懸念されているという、この指摘であります。消費税の増税が景気にどのように影響するか。市民やまた市の経済、これらがどう変化するかということを推測するというのは、なかなかやはり難しいこともあると思います。国からは、消費税の8%の引き上げが経済等に及ぼした影響を踏まえて、10%への引き上げに伴う経済への影響の緩和策というのが、皆さんご存じのとおりですけれども、打ち出されています。車の減税などの減税対策があげられ、また経済の動向が大きく変化、低迷することへの備えがいろいろな角度から施されているとも思っています。

地方法人課税における新たな偏在是正措置、または車体課税の大幅な見直しによる地方税財源の確保といった税制改正のほか、地方消費税交付金、または消費税を財源とする地方交付税については、この増収分が反映されるのは次年度以降というふうになりますけれども、これらの引き上げに伴う算定に関して基準財政需要額に100%算入されることとなっているなど、地方消費税率の引き上げによって財政力格差が拡大しないようにという考え方も、国から、ちょっと長い話になって申しわけありませんでしたが、示されているということでもあります。

当初予算では、南魚沼市の当初予算では関係する予算を計上しているところでありますので、この動向を踏まえて予算をつくっているということでもありますので、現時点で今年度の各種事業の遂行、または税収には影響はないものというふうに考えさせてもらっております。今後の制度改正によって、これは予算の措置とか、それから料金の改定などが必要となった場合には、適切に対応してまいりたいと考えています。

今後も、当然そうは言っても、当然この影響、変化には注視をしながら、将来の歳入・歳出を見込むということとともに、総合計画または市の財政計画に基づいて必要な市民サービスを確保しながら財政運営を進めてまいりたいと考えているところであります。財政再建という段階に陥ることのないように、議員は喫緊の課題というふうに言っていますが、我々はそういうふうに認識しておりませんが、こういうことに陥らないことのためにも、先ほど申し上げたように頑張ってもらわなければならないと考えているところであります。以上です。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1 市政運営について

日々、毎日がということでもあります。私も市長の2年半を見ている中で、若干小言になるかもしれませんが、言いますがひとつ。日々毎日努力されていることは十分わかっているつもりではありますが、よかれと判断してやろうとしていることが、全て市民の支持を得られる

とは限らないという1つのスタンスを持って、私はよく言うのですけれども、風を読みながらの思考というのは必要かというふうに思っています。

その事例としてみれば、当初、一番最初に頑張りましたナンバープレートの問題とか、最近でいきますれば、雪資源の問題とか、また、今詰めなければならない焼却場の問題とか、そういった形がやはり風を見ながらの、読みながらの執行が必要かというふうに思っています。

往々にして、ひとつは市長自体が非常に宣伝をきちんとやろうとしているというのは見えるのですが、私はそういった中で、前市政からの継承と言われておりますCCRCとかそれに関連するMMDO、あるいはグローバルITパークなどは、やはりちょっと言葉は悪いですが、きしみがきてはいないかというふうに感じているところであります。

そのもとには何があるかと言いますと、国が進めるトップランナー優遇政策です。要するに手を挙げて頑張る自治体には、財政をそれなりに手当てしようかということですが、それについては非常に財政力の伴わない、あるいは大変なきつい自治体としてみれば、なかなかその手を挙げてでも乗り切れない部分というのはあるのではないかというふうに思っているところであります。市長が進めてこられた市の宣伝に対する部分というのは、かなり行き届いてきているのかという感じがしますので、まあまあ宣伝はこれくらいにして、しっかりと地に足をつけた基盤固めに転換をしたらいかがかというのが、私の持論であります。

市長の公約にもありました再生可能エネルギーと申しますか、バイオマスタウン構想を今、練り直しという話をしていると聞いているところでありますけれども、やはり市長の言う、私は里山再生、あるいはこのごみ政策ですね。非常に循環型を前提とした政策が必要なのかなというふうに感じておりますが、私が、これは通告なしに言ったことでありますけれども、所見を若干伺って進めたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 市政運営について

通告に当然ありませんでしたので、今思っていることをちょっと言わせていただければ、風を見ながら進めということだと思っておりますが、自分はそうしているつもりなのです。ただ、やはりいろいろなことにつまずいたりします。今ほどのナンバープレートのこととか、雪国ナンバープレート、車ですね、これでいろいろなつまずきもありましたが、それによって、我々の本当に親たるものは雪であるということに、また逆にそのことに誇りを持ってない限り我々の子供に、何に誇りを持って語るのだということも含めて、逆に気づかされた、そのアンケートとか、反対運動だったのですね。こういうこともあります。

いろいろありますが、宣伝だけをするためにやっているわけではなくて、これはここの議場でも話しているとおり、さまざま、この雪資源の活用なども、最後は、ここの、宣伝ではないのです。そういうこともやりながら耳目を引きたいということも当然あるから、宣伝ということかもしれませんが、その先にあるものをいつもここで語らせてもらっているつもりですけれども、言葉足らずの部分があったかもしれません。

しかし、我々はその何か、これをやればこういう結果があるということで、確証があつて、先が読めていれば当然それに向かつてやればいいし、風を読みながらやればいいし。でも、わからなくても進んでいかなければいけないことはたくさんあります。こういうことでやらせてもらっていたり、トップランナーとして、そういう例えば制度上で南魚沼市が、国から認められて大きな予算を確保しながらやりたいがためにやっている事業だけではないことも私がやってきているこの2年半を見ていただければ十分わかっていただけるのではないかと思います。

いずれにしても本当にいろいろな課題があります。そして、できればごみ処理場のことは、本当に大変な課題です。しかし、私を1年間足どめをしている、大きな自分の中では心の負担になっている部分でありますので、本当はその先にある、それを利用した福祉やそういうことの充実につなげていく。農業の先進性を持ったいろいろな事業に取り組んでいく。そういうことに早く行きたいものだと思っておりますが、やはりそう簡単ではないということを実感しながらの2年半であります。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1 市政運営について

前段についてはわかりました。ちょっと細かいところに行きますが、財政再建が喫緊という中で、私は市長の選挙中の公約を若干また読ませてもらって見ているのです。そういった中で例えば水道料金の問題だったら、子育て、高齢者、単身世帯を中心に基本料金を1,000円引き下げるといふのを公約されております。ところが、この増税によって消費税の8%のときは上げなかったわけだが、今回についてはどうかというような感じで若干の含みを持たせたような話があります。

また、もう一つの問題としては、実質公債費比率の改善、汚名返上だということも掲げられているわけでありまして、非常にこういった中で税収の落ち込み、あるいは景気の後退等は、やはり、今、注視するという話がありましたが、本当に注視した形で、そして市民負担を軽く、いかに、最低、現状維持から軽減していくという形をとっていかなければ、ますます市民も大変ではないかというふうに私は考えているのですが、所見があったら一言伺っておきます。

○議 長 市長。

○市 長 1 市政運営について

所見ということであります。同じく大変だと思います。公約で掲げたことがなかなかできない。そのとおりの数字になったかと言うと、そうでもないかもしれません。しかし、そういう方向ですね。それはできなかったことはお詫びしなければいけないかもしれません。それは大変申しわけありませんが、岡村議員にお詫びするわけではなくて、私はいずれかの場面で、市民の皆さんにさまざまお会いしますし、そういう機会があればお詫びもします。しかし、その一角だけを見て、当時私が公約に掲げた一角だけを見てではなく、実はさまざま、今回のリフォームのことも子育て世代のほうに光を当てよう。例えばなってみて、よく

よく精査した結果、水道料金については、基本料金についてはお年寄りの、さまざま困っている皆さんについてはもう既に減額もされている。こういう中からでは、一律市民全体に対してそれを当てていこうというふうに切りかえたり、こういうことは必ず起こります。そのときの公約の文言だけを見て、やれ、やったやらないという話は、私は当たらないだろうと。言いわけではありませんが、そういうふうに思っています。それよりも方向性として言ってきたことは間違っていないか、嘘をついていないか。方向性を、そこに取り組んでいるかということが一番重要ではないかと思っていますので、所見として話をさせていただきました。

○議長 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 大体の意気込みを聞かせてもらいました。

## 2 小中学校のエアコン設置工事の入札について

2番目に移ります。小中学校のエアコン設置工事の入札についてであります。小中学校普通教室へのエアコン設置が順調に進んで、先ほど6月10日には完了という見込みをいただきました。非常に喜ばしいことだというふうに思うところであります。それについて伺いますが、入札についてであります。1月30日に執行された関連の入札4案件において、いずれも応札が1社であったと「財界にいがた」で報じられました。私は当初、業者のモラルを疑いました。しかし、この件についての入札の実施についての公告を読んで少し考えが変わりました。執行部は入札前からこの結果は想定できたと私は考えますが、説明を求めるところであります。

なぜなら、制限つき一般競争入札で特定共同企業体を入札参加資格要件としています。そして、特定共同企業体該当候補事業者も一覧表で公表されています。企業体の代表者になれる業者は7社でありまして、構成員の資格を有する業者——これはB級とかと普通は言うのですけれども、それが4社ですね。これで計算しますと、最大5つの企業体しかできないわけであります。要するにB級と組んだのが4つあって、A級同士が組むとあとは1社が残ると、除外されると、こういうことであります。

加えてこれが大切ですが、入札の参加は1案件とし、他の案件への重複参加は認めないものであるのです。5つの企業体ができて、4件あって、重複入札参加はできないと、こういうことになる。私は矛盾があると感じますが、その点を伺いたいわけであります。最大5企業体あったとしても、4案件の中で競争入札的に、要するに競争原理が発生するのは1案件であります。

入札前の経緯について伺うものでありますけれども、対象工事ごとの特定共同企業体の届け出は幾つだったのか。これは事前に届け出なければなりません。対象工事ごとの入札参加申込企業体は幾つだったのか。要するに入札願ですよね。入札をしますということでありませぬ。対象工事ごとの入札、もしダブってあるとすれば、あるいは1社になったということは、入札辞退が幾つあったかと、こういうこと。入札辞退はないというふうに私は見えています。

入札の結果についてであります。制限つき一般競争入札を実施しての入札効果はいかように考えているのか。マスコミに報じられた事態の認識も、どう認識しているのか伺います。

批判を受ける事態は避けるべきではなかったかという立場であります。発注者責任は問われると思いませんか、ということもひとつお聞きしておきます。

(2) であります。春先の仕事にありつけてよかったと。下請業者から喜びの声も聞いているところであります。市外業者が下請をしているところもあるように私の耳には入りましたが、私は市内業者にまんべんなく適正な価格で行きわたっているかが、非常に問題だろうというふうに思いますが、その辺どういった考え方を持っておられるかお聞きするものであります。以上です。

○議 長 市長。

○市 長 2 小中学校のエアコン設置工事の入札について

それでは、岡村議員の2つ目のご質問、小中学校のエアコン設置の工事の入札。まず1点目が——1つずつちょっと答えていきます。対象工事ごとの特定共同企業体の届け出がまず何社あったかということ。それぞれ、各1企業体です。対象工事ごとの入札参加申込企業体は幾つだったか。これが各1企業体です。対象工事ごとの入札辞退を届けた企業体が幾つあったのかということです。なしであります。それで矛盾を感じないかということのご指摘であります。

この4案件ともに入札公告に記載をしましておりですが、特定JVの代表者となり得る事業者というのは、電気工事の特定建設業の許可をまず受けている。そして、等級がA級の業者、これは7社です。また、構成員の資格を有する業者はご指摘の4社のみではなくて、電気工事の等級がA級、さっきの7社です。またはB級、これは4社、この合計11社でありまして、仮に2社ずつがJVを構成するということになれば、5つの、先ほど議員も言いましたが、特定JVを組織することが可能である。入札では複数JVが参加となった可能性が十分にあり得るという状況だったと思います。

さらに当然のことですが、全案件とも入札参加申し込みのこの状況というのは、受注者が決定するまでは公表されないため、発注案件ごとの参加、JV数は知り得ない状況での応札でありまして、競争性は十分に担保されているものと考えているところであります。また、この重複の案件への参加を認めた場合、ある特定JVが複数工事を受注することが考えられますが、これについては広く多くの市内業者が受注できるよう配慮をして、複数の入札に参加することはできないことと制限をかけたということでございます。

この制限については、これまでに主に建築工事の大規模工事などにおいては、建築、それから電気、管工事、この工種別に入札案件を分割をしたり、さらに複数の工種の資格があっても、1工種、つまり1案件のみの参加というふうにするすることで、受注機会の確保に我々としては配慮をしているものと。これまでそういうふうに来てきているものと同様の趣旨で取り組ませていただいているということなので、ご理解をいただきたいと思っております。

制限つき一般競争入札を実施しての入札効果ということを伺うということでございます。市内業者による制限つき一般競争入札は、基本的に要件を満たすもの——これは会社ですね——の全てに入札参加の機会が与えられるため、限定をした業者、またはJVに見積もり依



頼をして、随意契約をするよりも公平、公正で、よりこの競争性が働く受注者決定の方法だというふうに考えております。公共の発注形態としては一般的に実施をされているものです。

今回の4案件とも先に述べましたとおり、入札参加状況を知り得ないという中で複数のJVの参加があり得るために、競争性は担保されたと考えている。結果的に参加者がそれぞれ1企業体となったとしても、公正な入札としての機能は果たし、効果はあったものと考えております。

議員のご指摘のマスコミに報じられた事態の認識を伺うということではありますが、今ほど述べさせていただいたようなことを我々は考えておりまして、適切な発注であり、何ら問題がないと考えております。私もこの雑誌を職務上、いろいろな情報も得なければいけないので買っていますが、私としてははっきり申し上げますけれども、青春時代5年も、この「財界にいがた」というのに名誉棄損も含めてやり合ってきた。そして、裁判には我々の地域が勝ったという経験を持っておりまして、これらのことが、何か議場でこの雑誌を取り上げて、ここに書かれたことが云々と言われること自体が、私としては腹立たしい雑誌であります。これは私の本当の思いなので述べさせてもらいました。

ほかの方法として随意契約しかないのかということでもあります。入札に変わる受注者決定の方法は、複数社または1社からの見積もりによる随意契約ですが、公平、公正さ及び競争性が懸念されるために、地方自治法施行令及び財務規則で、金額が少額の場合、または災害など緊急の場合、または履行能力のある事業者が特定される場合などに限定をされているということでもあります。原則、一定規模以上で競争入札が可能なものは、入札を行っています。重複参加に対する考え方ですが、金額の大きい建設工事については元請業者だけではなく、下請の皆さん、資機材の調達など関係する事業者も非常に大きくなるということでもありますので、1件の発注により多方面に影響を生じさせる可能性が考えられることから、下請などを含めた多くの関連事業者の受注などにも配慮をして重複参加を制限するということがございます。

2番目です。春先に仕事にありつけてよかったという声が聞かれているということでもあります。適正な価格で行きわたっているかということでもあります。市の発注工事においては建設業法に基づいて受注者の皆さんから施工体制台帳というのが提出が義務づけられております。この工事の一部を下請業者の皆さんに行わせる場合については、この施工体制台帳にその概要が明示されるということになっておりまして、今回の4案件について提出された書類を見ますと、多くは市内の——一部、市外の事業者さんというのも下請として参加しておりますが——多くは市内の業者さんです。日ごろから発注に際しては下請の皆さんに市内業者を活用していただくようお願いをしているところでもございまして、今回の工事についても元請のほか、多くの市内業者に携わっていただいたというふうに考えているところでございます。

適正な価格で下請がなされているかという点などもあるのですけれども、これについても下請先への契約内容や契約額を、先ほど申し上げました施工体制台帳の確認によって、それ

らを市としても確認をしておりますので、ご安心をいただきたいと思います。

○議 長 13 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 2 小中学校のエアコン設置工事の入札について

私が公告、企業体に対する参加条件ですよ、これが公表されていて、その中で7社、4社で11社、そしてさっき言ったように5社しかできないわけです。そういった中で当然この指摘された、この「財界にいがた」というのは私は本当は書かなかったのですね。あるマスクミでとこういうふうにしたのですけれども、こういった形でのほうがいいのかという指導をいただきまして、そういうふうの結果的にはなったということではありますが。

こういった形が私はそれを読んで予想できたのです。結果の記事を読んでからなおさらですけれども。当然、執行者は知る由もなかったと、非公開だから参加状況は見えないと言いつつもこれは想定できます。できますから、そういった要件ではこういった指摘を受けるのは当たり前だというふうに私は考えたのです。

そうすると一般的に指名競争入札なりであると、競争原理というのは2社以上とかということになるわけでありますが、そうした中でこういった1社しか願いが出ていないということになれば、そうするとそれぞれの企業体は何らかの操作をそこでやらなければならないと、こういうことになるわけです。

ですから、この入札自体は一般競争入札と言いつつも、もうそういう段階を越えた入札条件だと言わざるを得ないということでもあります。ですから私は、入札の形態をなしていないと判断をしたわけでありまして。それでもこういった体裁できちんとやっていいのかどうかという、そこがやはりさっき言った発注者責任というところなのかというふうに思いますが。

私が想定できるくらいですから、皆さん方は想定できたというふうに私は思っています。想定しての執行だというふうに捉えるならば、ゆゆしい事態だということを経済的に私は感じました。これについてゆゆしくないということであるとするならば、いかがなのかひとつお聞きしておきたいというふうに思います。

こういった入札は極力控えた形のほうがいいのか。ほかのやり方というのはあるのかなのかというの、ちょっと、そこは皆さん方の、全国的な事例等でどういうものかということ、やはりここで開示していただきたいというふうに思います。以上です。

○議 長 市長。

○市 長 2 小中学校のエアコン設置工事の入札について

ゆゆしい事態だとは全然思っておりませんので、先ほどの答弁のとおりになりますので、これは私からはこれ以上の発言はございません。見解があれば——財政課長から、見解等もあると思います。私は先ほど申し上げたとおりです。

○議 長 財政課長。

○財政課長 2 小中学校のエアコン設置工事の入札について

先ほどのそれこそ市長の答弁のとおりでございます、JVが組める最大数は5つでございましたが、入札が終わるまで、どのJVがどの案件に何社加わったかというのがわかり得

ない状況でございます。1社の場合もあろうかと思ひますし、1つの案件に3社、4社が集まることも考えられましたので、十分競争性が確保された中での入札執行だったというふう  
に認識しております。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 2 小中学校のエアコン設置工事の入札について

執行者が知り得ない、見てはならないということかもしれませんけれども、そういうこと  
になりますと、逆に言わせていただくと、1つのところに集中した場合、4件あって1案件  
に集中した場合、3案件が要するに入札がなかったということになるのですね。そういう可  
能性もあると今、話でありますので。ということは、逆に捉えると入札参加願ひが出ていて  
も、参加者がいなくても入札はするということなのか。だって受け付けているのだから参加  
者があるかないか、さっき市長が言ったでしょう。それぞれ1企業体であったということな  
のですが。そういうことがなく、スムーズに収まったと、こういう結果をどうだと。そう  
なると今度は事業者責任とか、参加者責任とかそういう話になってしまうわけです。

こう公の場でそこまではということでもありますけれども、私はこういった結果が出ている  
こと自体、何らかの方法はないものですかという、その件に関しては、いやこれが当たり前  
なのだというふうにもう一回、こういう事例が当然なのだという感じですか。逆にうまく  
配分できてよかったというような感覚なのですか。

○議 長 市長。

○市 長 2 小中学校のエアコン設置工事の入札について

特に最後の言葉のところは答えようがありませんので、答えられませんが、先ほどいろ  
ろ説明しているとおりです。これでご理解いただく以外ないと思ひているのですけれど  
も、それ以上やってもしょうがないのではないかと思ひます。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 2 小中学校のエアコン設置工事の入札について

これ以上やってもということで、答弁はしないということだと思ひのですが。私はこれに  
ついてはゆゆしい結果が出ているという感じでとどめておきます。

2番目の仕事についてであります、いつも私が言ひますけれども、市内業者にきちんと  
仕事が回り、そして適正な価格でということ。お願いだけではなかなか結果が、一部市外業  
者というのは、多分1企業体が市外業者を使っているということだと思ひのですけれど  
も、そういった事例についてはどういうふうにお考えですか。

○議 長 市長。

○市 長 2 小中学校のエアコン設置工事の入札について

ちょっと私の答弁が間違っていたら修正させますが、私の思ひですよ。市外業者が一部使  
われたということでもありますけれども、我々としては極力、こういう案件ですよね、市内の  
子供たちの学校。なので、ほかの建築工事などでもそうですけれども、市内の業者さんを使  
ってくださいねということは、言っているわけです。しかし、どこかに縛りをかける、明言

——何ていうのかな、言葉できちんと書くとかということではないと思います。そういう範囲でやっているということだから、これは理解してもらうしかないと思いますね、はい。

○議 長 13 番・岡村雅夫君。

### ○岡村雅夫君 2 小中学校のエアコン設置工事の入札について

現南魚沼市の状態であれば、お願いする程度で終わりということでもあります。それがいつも私が言うように、条例化していなければ聞き取れない、あるいは調査できないという、こういうことになっていますので、それが言うならば公契約条例ですということなのです。特にこういった場合、本当に市内業者がそれぞれ分担してこうしてやる場合、波及効果というのはすごいものでありますので、そういった面ではやはり配慮を今後していくべきではないかというふうに思います。

### 3 住宅リフォーム事業について

次、3 番目に移ります。住宅リフォーム事業についてであります。今年度から新たに「みんな住マイル」改修補助金としてスタートをしていただきました。前回の事業の利用者も対象となり、また、子育て世帯に 15 万円補助ということで非常に喜ばれています。受け付け結果は 497 件で、予定補助額 5,570 万円、事業費総額 7 億 2,275 万円で、経済効果は 13 倍にのぼっております。また、予算オーバーの 570 万円については予備費で対応していただき、申請者全員に交付されることになりました。

また一方で、評価はいただいているわけでありましてけれども、何人かの方からいろいろ注文をいただいたところでありまして、若干触れさせていただきます。受け付け期間は従来どおりにしていただきたいと。要するにまあ当初はやめると言ったのが、何とか取り組むという情報があり、そして予算が採択され、3 月 19 日から 22 日に 3 日間事業者説明をしていただきました。そして受け付け期間がもう翌 4 月 15 日から 26 日の 12 日間と非常に慌ただしくあったわけでありまして、周知期間が短く、非常に営業がしにくいと。あるいは小規模事業者はなかなかその期間で仕事に結びつけるのは厳しいというようなお話をいただいたところでもあります。

次に、従来どおり 4 月 1 日から仕事ができるようにならないのかと、していただきたいと、こういう話であります。これが抽選がなければ仕事の少ない春先に、非常に活用を今までもさせていただいたのですが、従来は着工の写真を撮っておけばというようなことでありましたけれども、抽選を前提という事務のために、非常にそういった点では柔軟性がなくなったということでもあります。

それで、結果の通知はすぐ大型連休になりましたので、5 月 15 日に通知が来たようであります。また、次に納税の確認です。従来は申込書に印鑑をつけて承諾しますということで調査していただいたわけでありましてけれども、今回はなぜか家族全員、自著でやってくださいと。そして税務課で証明をもらってくれと、こういうことでありました。ここがなぜ見直されたのかという説明は、我々 1 回も聞かないでしまったわけで、聞くことがなかったわけですが、これについては従来のやり方が何かで間違いだったのかどうか。その辺が考えられる

ようでありますけれども、ひとつお聞きしたい。

そして、補助対象経費 50 万円以上ということではありますが、非常に今までは 10 万円以上ということで、軽微な問題にも、ぎりぎりであると 2 割の補助をいただきながら対応できた方々がいたわけではありますが、非常にハードルが高いので改善ができないかというようなことをいただいています。今後の改善点として考えたらということではありますが、所見を伺うところでもあります。

○議 長 質問の途中でありますが、休憩といたします。再開は 3 時 20 分といたします。

[午後 2 時 56 分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午後 3 時 18 分]

○議 長 一般質問を続行いたします。市長の答弁を求めます。  
市長。

### ○市 長 3 住宅リフォーム事業について

それでは、岡村議員の 3 つ目の質問、住宅リフォームのことです。経過は先ほどの議員のお話のとおりであります。この質問の中の、受け付け期間は従来どおりにしてほしいということと、従来どおり 4 月 1 日から仕事ができるようにしてもらいたいを、ちょっと一括して答えます。

従来制度ですけれども、受け付け期間を 5 月 1 日から 1 か月間としていました。4 月 1 日以降に契約をした工事を対象としていたということでもあります。新しい今年度の制度は、今までの補助金を利用した住宅も再度申請できるようにしたために、当初予算額を大幅に超過するのではないかとということが想定されました。申請が超過をして抽選となった場合には、工事を完了しても補助金の交付決定が受けられないという、そういうようなことも発生することも考えられたために、新制度、今年度の制度では交付決定後に契約をしたものを対象工事とし、いわゆる事前着工は認めないということを決めさせていただきました。

また、これはよそに比べてということではありませんが、県内では事前着工を認めているというリフォーム制度はございません。しかし、できるだけ早期の着工ができるようにしたい。これは我々もそういう願いでありますので、従来これまでは、6 月に行っておりました交付決定の通知というのを 5 月中旬に、連休がありましたけれども、中旬に行くことにし、これに伴いまして交付申請書の受け付けを 4 月 15 日から 4 月 26 日まで——この辺が短かったとかいろいろ議論ありますが、そういうふうにならせた。これは私の立場であまりこういうことを言うことはないほうがいいのかもかもしれませんが、新しい、新制度のもとで、非常に担当課、担当の職員は、本当に頑張ったと私は高く評価をしているところであります。これがあって多く市内の皆さんが非常によかったのではないかと私は思っているのです。

市では 3 月 19 日から事業者向けの説明会を行いまして、内容はご存じのとおり市報の 4 月 1 日号に掲載するなど、周知期間を確保したと我々は考えております。予想額を上回る申請

もいただきましたので、受け付け期間が短かったという認識は、一部言われる方がいるというのを私も存じ上げておりますが、そういう全体の認識としては、そういうふうになっているところでもあります。

納税の確保は従来どおり申請申込書での同意としていただきたいという議員のご提案というかご提言ですけれども、我々が補助金として交付をする以上、一定の条件はこれは必要なことでありまして、その確認のため納税証明書の提出を求めることは、これは妥当であると考えています。納税証明書は申請者の責任において同一世帯員、場合によっては世帯分離者の収納状況を確認すること及び滞納状況についても説明することに同意をしていただくという内容になっています。そのために自著にさせていただいたということでもあります。

従来制度でちょっと申し上げますと、従来、この交付申請受け付け後に税務課で滞納状況の確認を行っていたと。この新制度ではその作業が省略をできるため、速やかな交付決定を行うことができたものと考えています。従来事務処理では、例えば滞納があった場合、従来ですよ、これまで、滞納があった場合は、解消されるまで交付決定をできずに、保留するケースもあったわけでもあります。

新制度では、申請に当たり、未納分を納付する可能性というのもやはりありまして、これは我々にとっては、議員の皆さんもそうだと思いますが、日ごろこの滞納状況という話がよく出ます。この滞納の解消にもつながるという効果も考えられるということでもありますので、ご理解をいただきたいと思います。このようなことから申請時の添付書類に納税証明書を加えたことは有効であったと私は思いまして、これを今後も変更するつもりはございません。

補助対象経費の50万円以上がハードルが高いというご指摘であります。過去9年間、平成21年から行われてきた、当初は国の経済対策で始まったこのリフォーム制度、現在は違うわけですけれども、この過去の9年間の実績では、工事費の平均は1件当たりが約100万円なのです。50万円以上の工事が全体の、過去も約6割となっておりまして、新制度でも予算額を超える申請件数がありました。そして、従来制度は補助金の上限額まで複数回の申請ができたという——今はこれはできない。できないので、新制度では1回限りの補助金となっているという点、ここをよく考えていただきたい。

仮に50万円に多少届かなければ、リフォーム箇所を若干追加して実施するというのもこれは想定できますので、それほどこれがハードルが高くてということが、果たして全体の評価として当たるだろうかということはお考えをいただきたいと思います。以上であります。

○議長 13番・岡村雅夫君。

### ○岡村雅夫君 3 住宅リフォーム事業について

評価の一方でということで、そういう意見があったということをお伝えしたわけですが、確かに今聞いてみれば、そういうこともあるのかというふうには感じると思いますが、あまりにも今までの制度が使いやすかったという評価はやはりあったのです。ですから、ここがなぜそうなるのかというのは、やはり皆さんそう思っただけです。私自身もそういうふうにも感じました。

それで私は復活すると、何らか形で継続するというお話を聞いたのですが、そうした中でどういった内容になるのかというので担当課にも伺ったことがあるのですが、なかなか事前審査になるからというようなことで教えていただけない。書類は全部そろっているわけですね。要するに19日から説明が始まったわけでありますから。ですから、私はこの結果については、我々が意見を申し上げても、あるいは修正等の余地もないものだというふうに、その準備状況を見ると感じたわけであります。

私はやはりこういった1回はやめようとした事業がこうして復活していただいて、また同じようになるのかなというふうに期待を皆さんがしていたわけでありますが、やはり我々は素案ができた段階で、事前審査とかそういうふうに言われれば何も言うことはないのですけれども、やはり広く意見を求めるという姿勢はやはり必要かというふうに感じたのですが。要は福祉計画であれば、パブリックコメントとか、そういった形でこういう方法でやりたいと思うが、というのはあってもよかったのではないかというふうに思いましたが、その辺について所見を伺っておきます。

○議 長 市長。

○市 長 3 住宅リフォーム事業について

事前審査という言い方ですね、最たるものになってしまうのではないのでしょうか。例えば、だって公平性を欠くでしょう。ある人が知り得て、先にそういうことを動かされた。これをどうやって説明できますか、と私は思います。なので、これはもう致し方ない問題だと思います。そういうことで新制度ということで心配された向きはよくわかります。しかし、非常に皆さんからの、これは岡村議員からの要望もありました。ほかのいろいろな業界の皆さんからもありました。子育ての皆さんのいろいろな要望も踏まえる中で、私どもとしては、これは庁内だってなかなか財源がないところ、当時は国の経済対策で予算がついた、補助がというかきちんと交付金に来ていてやっていた。しかし、これがなくて市の単費で行うということ。これらも含めて大変いろいろな議論が庁内でもある中で、ぎりぎりのことの、実は決断も含めてやっていったのです。

こういうこともやはりよくよく考えていただき、できれば——いろいろなことを言う方もいます。市民の皆さんや事業者の皆さん、それはいらっしゃると思います。しかし、できれば議員という立場からも、いや、これはこういうことで、前に出ているのだからということで、ぜひ説得——説得と言っては悪いのですけれども、いろいろなことで皆さんにご理解をいただけるように、ぜひとも我々が言えない部分、言葉足らざるところを、皆さんからその役目も果たしていただきたいと、これは希望であります。もし、足りなかったらまた質問してください。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 3 住宅リフォーム事業について

何はともあれ、そういった制度を復活、要するにやめないで済んだということは、すごく喜ばしいことだというふうに評価をするものであります。ただ、そういった詳細の部分とい

うのは、我々は要するに議案が配付されてから、要するに議場でというような感じが、ほとんどの与えられた期間であります。私はやはり事前審査になるからということになると——今の見解を聞きましたけれども、我々は議案を配付されますと、大量な議案がきている中で、そういったその中に目を通さなければならないということになると、深く調査ができないというような事態も起きます。

議会と執行部は車の両輪とよく言われていますが、やはり議会のチェックが効くような配慮が必要だったかなど。例えば議案提案のときに、書類があれだけそろっているわけですから、こういった要件でやりたいのだということであれば——修正の余地もないということですから、まあしょうがないのですけれども、議案になっていますからね。そういう点で私はチェックが効くような方法とはないものかというような感じを持ったもので、こういった問題を取り上げてみたわけでありませう。

ちまたではあまりにも従来が使いやすかったということで、ほとんど市役所に来たことのないような小さい業者さんも出向いて、そして手続を何とかして仕事にありついたという。非常にそれがなぜこういうふうになくなったのかということについては、やはりどうなっているのだという、行政の姿勢の問題ではないかというようなことまでちょっと言われたもので。我々がチェックする状況もなかったわけで、職員の方が頑張っていたと言いながらも、さっき指摘させていただいたところは、改善の余地がないものかというふうに思います。

なぜならば、この前制度が施行されたときには、4,000万円の予定が8,000万円になったのです。8,000万円使ったのです。だから、4,000万円はまるきり持ち出し、あるいはそれが補助対象以外の分と。4,000万円は、当時賄ったというような経過もあるわけでありませう。またこれから出方の問題もありますでしょうが、そういった手続上の問題等も考慮した中で、こういった意見もあるということも考慮して、ぜひ、改善できるところはしていただきたいというふうに考えるところでありますが、所見があつたら伺って終わりたいと思います。

○議 長 市長。

### ○市 長 3 住宅リフォーム事業について

所見ということでありませうが、前からも申し上げておき、これはまだ庁内も含めて意思統一が図られているわけではございませうが、もう自分としては公言しているので、あえて言わせていただきます。本来であればこのリフォーム制度は、ふるさと納税とかそういったことがない限りできません。できませんでしたし、これからもそうだと思います。なので、このふるさと納税というもののありがたさというのを非常に感じながら、この制度をやっているわけだ。

今回これだけではなくて、この6月から受け付けを開始します。もうしているのか……。例の民間事業者の例えば店舗をリフォーム。お年寄りや障がい者のためにやることは、もうちょっと手厚いまた枠をつくりながらやっているわけでありませう。これらも含めてのことかと思いますが、できればこのふるさと納税という制度が続く以上は、どうしても市長職とし



ては提案を申し上げ、やってみたい、続けたいという思いを持っていますので、先ほど言った受け付けがどうのこうのという話も、それは出ます。しょうがありません。しかし、では次回は、もっと前から、決めていくということも含めてやれば、全て私は岡村議員が言っている部分、そして皆さんが多少不満に思った点も、解消していけるのではないかと思います。

なので、遡ったことで反省として、材料としてご提案いただくのはいいのですけれども、できればそういう悪いほうの方向だけではなくて、よかったほうに目をいっぱい向けていただいて、よりよくしようということを、ぜひ、建設的な私との議論が深まれば大変ありがたいというふうに思っております。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 以上で岡村雅夫君の一般質問を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

○議 長 本日はこれで延会いたします。

次の本会議は明後日、6月5日午前9時30分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

〔午後3時34分〕